

平成24年定例第1回市議会会議録(第2日)

平成24年3月7日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶 嶋 修 一	議会事務局係長	甲 斐 佳代子
次 長	馬 場 洋 輝	書 記	柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	西 原 親	企画財政課長補佐 兼 財 政 係 長	坂 田 良 二
副 市 長	高 野 道 生	契 約 検 査 課 長	石 橋 慎 二
教 育 長	藤 原 喜 雄	介 護 健 康 課 長	更 原 幸 秀
監 査 委 員	平 井 常 雄	福 祉 事 務 所 長	坂 口 祐 二
総 務 部 長	吉 開 忠 文	環 境 衛 生 課 長	梶 嶋 久 男
市民生活部長	松 尾 俊 成	土 木 課 長	横 尾 健 一
環境経済部長 兼農林水産課長	酒 井 聖	学 校 教 育 課 長	大 津 一 義
建設都市部長 兼都市計画課長 兼下水道課長	小 宮 修 二	教 育 部 指 導 室 長	馬 場 英 二
教 育 部 長 兼教育部総務課長	堀 勝 敏	水 道 課 長	坂 梨 一 広
消 防 長	塚 本 哲 嘉	商 工 観 光 課 長	古 賀 義 教
総 務 課 長	江 崎 昌 昭	生 涯 学 習 課 長	坂 本 学
企画財政課長	吉 開 均		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	14	坂 口 孝 文	1. “てもよか祭り”を復活せよ 2. 学童保育所の整備を急げ
2	5	瀬 口 健	1. 教育行政について
3	2	野 田 力	1. 画期的な青年就農給付金の国策を積極的に取り組むために体制強化を図り、農業の担い手育成を強力に推進すべき 2. 農林漁業従事者の未婚者に対し、適応した結婚サポートセンターによる支援策について
4	1	田 中 信 之	1. 統合新小学校を山川中のグラウンドに建設する予算等について 2. ヨコクラ病院へみやま高田支所を売却する件について 3. 産業廃棄物処分場の廃止について
5	6	川 口 正 宏	1. 定住促進に関する市の施策について 2. 高田支所移転について

午前9時31分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。まず、14番坂口孝文君。14番お願いします。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

おはようございます。14番坂口です。今議会トップバッターとして質問させていただきま
す。

高田町に祭りの復活を切に要望するものであります。

かつて、高田町には“てもよかまつり”というものがありません。合併を前に、合併協議
会の中で瀬高町には産業祭、今の秋穫祭ですね、山川町には健康・福祉まつり、高田町には
文化祭というふうに、各地域の祭りというものが決まりました。しかし、瀬高町には夏の花
火大会、山川町には、ことしから大きくなった平家祭りというように、主催の形態は別とし
て、各種の祭りがあります。高田町にはおもちゃ花火ですか、それと鯉・恋・来祭りみたい
な小さな祭りがありますが、大きな予算を使った祭りというのはありません。

そもそも高田町は、昭和33年8月、町制を施行し、昭和34年、山川村竹海地区を編入し、
昭和47年、昭和開を加えて、平成19年の合併で瀬高、山川と一緒にみやま市というふうにな
って現在に至っております。人口が一番多い昭和35年には2万1,000人を超えておりました
が、平成23年3月末の人口は1万3,700人と減少しております。人口減少の主な原因は、三
井石炭鉱業有明炭鉱の閉山が考えられますが、この閉山は平成9年3月30日ですが、その後
も減少を続け、ついに平成13年には過疎地域に指定され、過疎からの自立を試みましたが、
いまだ人口減少に歯どめはかかっておりません。人口の減少は、どこのまちでもそうである
ように、必ず高齢化の上昇につながります。合併後の平成19年3月末から平成23年3月末ま
での間に、高田町の人口は675人も減少しております。そういった理由により、地域の人た
ちが心を一つになれる祭りの復活を要望するものであります。

祭りは、古くはまつりごとと言ひ、政治と同音異義語のように使われていました。先日示
された施政方針の中でも、市長は地場中小企業・商店街の振興のまちづくりを、イベントを
通じて行い、みやま市のアピールはもちろん、都市住民との交流機会を増し、市内産業の振
興を図りたいと述べておられます。祭りは地域の活性化、心の交流、地域の団結に欠くこと
のできないイベントです。ぜひ高田町に祭りの復活を要望するものであります。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

おはようございます。坂口議員の“てもよかまつり”を復活せよについての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本年度、瀬高、山川で開催された祭り、イベントにつきましては、従来の祭りを統合拡大させたものとして行われ、市内外から多くの方々の参加をいただき、盛況となりました。

高田地区におきましても、秋の三大祭りの一つである文化祭やバンブーイリュージョンナイト、市民ボランティアによる「鯉・恋・来」、そして、新たに一昨年より始めたおもちゃ花火フェスタなど、多彩なイベントが開催をされています。

それぞれのイベントについて、各地域の特色や特徴を生かした内容の企画をすることで、テレビ、新聞などのマスコミに受け入れられ、みやま市の魅力を市内外に広く発信する機会となっております。

特に高田地区は花火の産地であり、花火工場が1つの町に7カ所もあるところは全国で2カ所しかなく、また、手づくりの線香花火をつくっているのは全国で3カ所という、ほかにはない特徴を持っています。その地域の特徴と伝統を広く宣伝し、地域の活性化につなげようと、おもちゃ花火フェスタを地元の若大将チームとともに一昨年から実施しているものです。

このほかにも、高田地区には和ろうそくやノリ、ブドウなどの特産品が豊富にあります。また、ボランティア活動も盛んに行われています。平成24年度も、さきの平家祭り同様、区長会や女性の皆様の協力を得て、内容をより充実したものとして実施できないか検討していきたいと考えております。

まちのアピールと同時に、地域の活性化も図っていきますが、一番難しいのは情報の伝達と発信です。話題性があるとマスコミに認めていただければ、情報発信が容易になりますので、実行委員会の中でよく協議の上、どういうイベントにするか決定していきたいと思えます。

今後、特産品販売テントやステージなど、魅力あるイベントを開催するために、昨年同様、国や県の補助金などを活用しながら、多くのボランティアや地域の方々の協力を得て、地域活性化と交流人口の拡大に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

今、答弁書を見てもみますと、やるということで、実行委員会をつくってくれというふうな趣旨だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そのように理解されて結構だと思います。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

それじゃ、恐れ入ります、担当課に聞きたいと思います。

ことし、新しい試みとして大きなイベントとなった平家伝説ですね、これが実行委員会方式で開催されたというふうに伺っておりますが、これにおける最初からの話し合いの過程とか、そういうことが参考になれば高田町に持ち帰って参考にしたいと思いますので、よろしければ担当課長より、そういうことのお知らせを、教えをお願いしたいというふうに思っております。

○議長（壇 康夫君）

古賀商工観光課長。

○商工観光課長（古賀義教君）

お答えいたします。

従来、平家祭りにつきまして、合併以前は教育委員会が歴史を伝えるイベントとして行われておりました。実行委員会をつくってですね。しかし、合併後は中原地区という1つの行政区を中心として南部支館、東部支館、公民館を中心に行われてきております。もちろん区長さん方も一緒にございましたけれども、そういう中で、南部支館、公民館としては、高齢化や後継者不足で、今回だけはするけれども、後からもうできませんという話が来ました。

それと、梅まつりは商工会がやってくれておりましたけれども、梅まつりについては、商工会が合併したことによって、職員が山川におりません。もう梅まつりもやめるということでしたので、これでは平家祭りに伝わる伝説や、日本一の盆栽の産地になっております、山川はですね。西日本一帯、太宰府から九州一円の盆栽梅は、青輝園梅花園が古くからありま

すけれども、ほとんどが山川産とさせていただいて結構です。そういう中で、そういうみやま市の地域資源、伝説や観光資源はなくなるということは非常に商工観光課としては残念でございましたので、これを機に健康・福祉まつりで行っておった物産展と地域振興展と、これについては健康・福祉まつりとはちょっとそぐわないということがございましたので、その物産展と、それから梅まつりと平家祭り合わせて、今度新しい平家祭りをやろうということで、地域の区長さん方とか公民館とか女性の方々の力を得て行ってきたところです。

それから、田中健さんのコンサートを一緒にさせていただきましたけれども、これにつきましては、「ソレソレ！MI・YA・MA」を健さんの事務所を通さずに、健さんの個人的な協力のもとに半額以下の値段でできておりました。その恩義にこたえる意味もありまして、それとことし、「ソレソレ！MI・YA・MA」ができましたけれども、これについて、まだ普及する必要性がございましたので、予算が十分に足りない中で、1千円のお金を入場者の皆さんからいただいて作り上げてきたところです。

確かに実行委員会つくるのは大変でございます。高田地区におきましては、6月にほたる火まつりをやって、7月に花火のイベントを行います。それから、8月にすぐまた、1カ月に1回ずつ高田の花火まで続きますので、十分な実行委員会ができずに、ちょっと高田の祭りのほうが今のところまだ小さかったのかなと、今後、坂口議員さんおっしゃっているように、実行委員会を十分充実させて臨みたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）（登壇）

私、“てもよかまつり”があったから、それを復活させるじゃなくて、いわゆる祭りを復活させてほしいということでもあります。それで、今、担当のほうからもございましたように、夏、盆過ぎてから秋までは各所でいろんなイベントが多彩に催されます。なるだけなら時期も、させていただくということでございますので、持ち帰って実行委員会でそういう時期とか、どういうことをやったらいいのか、今、答弁書にもありましたように、高田町は花火の産地でございますので、なるだけ花火とか、そういう地場産業の復活、こういうのをアピールしたいということで、テレビ取材、マスコミが取材に来て、こういうふうなことがあったと、あっ、花火はやっぱりみやまの高田町なんだというふうな意識を植えつけることも、また大きな効果があるというふうに思っておりますので、そういうことも持ち帰って、関係各

所、区長さん、商工会、公民館あたりと協議いたしまして、ぜひやっていきたいと思います。

高田町は、今度また新支所ができたとき、教育委員会も山川の支所に移転するということが、高田町の人たちは、大変高田町が衰退していくんじゃないか、もう高田町はどうしようもないんじゃないかというふうな焦燥感みたいなのがあって、私たちにそういうこと、結構耳にするわけですので、ぜひともこういうふうな祭りというのは、申しましたごとく、地域活性化の大きな行事でございますので、そこに私たちも何かあと一回復活させていただいて、高田町の活性化、ひいてはみやま市、あるいは筑後地域の高揚に努めたいというふうに思っております。

そういうことで、やるんだということを書いてもらいましたので、この質問は、これにて終了させていただきます。

次に行きます。

厚生常任委員会は、平成23年末、市内8カ所の学童保育所を視察し、指導員さんと意見交換をいたしました。8カ所の学童保育所は、空き教室、用務員室跡、ミーティングルーム、独立した建屋と各種ありましたが、共通しているのは学校敷地内にその施設があるということです。学校敷地内にその施設があるということは、学校長の管理下にあるということであり、その管理は、学校長の判断であるわけですから、各小学校でかなり異なっております。学校長が交代すれば、使用制限、利用が制限されます。指導員さんたちも、そのことによって大変戸惑います。当然子供たちも戸惑います。そこで、学童保育所を所管する福祉事務所と小学校の所管の教育委員会で話し合っ、使用、利用制限のマニュアル化を図ってほしいと思うのであります。

学童保育も運営委員会方式、シルバー人材委託方式の2種類ありますが、私たちの目ではそんなに大きな差は見受けられませんが、各施設の置かれている状況で、使用、利用の制限が異なるので、市内全体を通したマニュアル、各学童施設ごとによるマニュアルの2本の柱が必要ではないかというふう思われます。そうすることは、管理をする学校長の責任の軽減にもつながり、学童、学校とも大きなメリットが生じるのではないかというふうに思っております。

また、昨今の厳しい経済情勢をかんがみ、生活保護世帯、就学援助の認定を受けている家庭の利用料、月5千円ですが、の減免、軽減措置をやるべきだというふうに思っております。学童保育は、子育て支援の大きな柱の一つです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、学童保育所の整備を急げの御質問にお答えをいたします。

学童保育所については、児童福祉法に位置づけられており、放課後、家庭において適切な監護を受けることができない児童を一時的に預かり、遊びの場や生活の場を提供し、児童の保護や健全育成を図っているところです。

現在、みやま市には8学童保育所を設置いたしておりますが、新たに来年度から江浦学童保育所と水上学童保育所を新設することで準備を進めています。そのための運営経費等について、新年度予算をお願いをいたしているところです。

学童保育所の運営については、校区の学童保育所運営委員会やシルバー人材センターに委託をして実施しておりますが、保護者や地域の協力はもちろんですが、学校との連携協力は必要不可欠なものであります。

1点目のマニュアルづくりの考え方はどうかの御質問については、学校と学童保育所のあつれきがあるので、統一したマニュアルづくりをとということです。後ほど教育長より答弁いたしますので、2点目の低所得者層の利用料5千円の減免を検討せよとの御質問にお答えをいたします。

低所得者の利用料の減免については、実施する方向で検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

坂口議員の1点目のマニュアルづくりの考え方はどうかの御質問にお答えいたします。

市長の答弁にもありましたように、市内の学童保育所の多くは学校施設を活用していただいております。したがって、教育委員会といたしましても、学童保育所運営委員会等と学校との連携協力は不可欠なものと考えております。

教育委員会といたしましては、市内の小学校で運営されております学童保育所に関しまして、その必要性や施設の有効活用等の観点につきまして、校長会等で教職員への認識の統一を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

実は、私たち各学童施設を視察いたしましてびっくりしました。はあっと、やっぱり本当
してよかったなと思ったのは、まず、施設が、例えば、公民館の支館は1年足らずのうちに
山川、高田は全部整備してしまったんですよ。公民館の支館はですね、やってしまった。
月曜日から土曜日まで毎日使う学童保育所はですね、空き教室もそのままですよ。別に何の
造作も加えて——少しはありますが、ほとんどそのままです。それで、やっぱりトイレも遠
いし、子供たちのおやつをつくる場所も、洗い場みたいなどろでつくってやったり、電
子レンジも古い形のものがあってなかなか、それでも、指導員さんたちは一生懸命子供たち
のためにしてあるわけですね。

ここで、何で私がそういうことを言うかという、例えば、子供が3時過ぎて学校が終わ
ります。学童保育に行って、その学童保育所に入ります。その時点から、同じ学校の施設内
にある施設を、利用制限が加わるわけですよ。その時点で、学童はだめですよというふうな
ことになってしまうわけですよ。同じ子供が、もうその学童保育に入ったら、もうその学校
施設の使用制限が加わるということ、何かちょっとなかなか子供の教育のためにもよろしく
ないですね、もうちょっとそういうふうなところでの改善の余地がかなり私はあるという
ふうに思っております。

ある施設なんか行くと、窓際にコンクリートパネル、厚さ12ミリのコンクリートパネルを
壁に立てかけてあるわけですよ。そして、そこに掲示物を張ってあるわけですね。何で直接
張らないんですか、いや、直接壁に張ったらいけないというふうに言われておりますと、ラ
ンドセルもですね、学校の大概後ろのほうにはランドセル置く棚がある、あれは使用だめな
んですよ。ちゃんと別の段ボールがあって、そこに入れなにかんとかいうふうになつとるわ
けですね。同じ子供がですね、その教室に入った時点で、そういうふうな制限を受けるわけ
ですよ。いろんなことの学校施設の使用制限を受けるわけですよ。

それで、こういうことでは、それは確かに教育委員会の範囲と、いわゆる福祉事務所とい
うふうな縦割り行政の弊害というのがあって、こういうふうでなかなか調整難しいというふ
うには思いますが、やっぱりそこにきちっとしたマニュアルづくりみたいなことを、校長会

で話し合ったことを、やっぱり福祉事務所ともきちっと話し合っていないと、同じ子供が、その3時以降に使用制限を受けるというのは、ちょっとなかなか子供たちにも、私、なかなか縦割り行政がうまくいかんということはよく理解できますが、そこら辺を何とかマニュアルづくりをして、きちんとしたことをしてほしいと思うわけでありまして。

それと、本当に公民館支館なんかはあつという間にできて、学童保育の教室とかがなかなか整備ができないのはいろいろありましようが、学校再編というような壁というものもありましようが、学校再編の対象になっていない南小学校とか、大江もたしかそうだったと思えます。そういうところなんかは、早急にやっぱりやっていって、きちんとした整備をされて、そんなに支館とかは七、八百万円くらいかかるとるんですが、そんなにかける必要ないんですが、ある程度の整備をしていただかないと、1回ですね、本当に抜き打ち的に見に行かれたらびっくりされますよ。私たちは、わあってやっぱり思いましたんでね。

この子育て支援の大きな柱だというふうに私は思っておりますし、ひょっとしたら全校が3時か4時以降は学童保育になるような時期も来るかもしれません、そのうちにですね。新たに、そういう時期が来るかもしれませんので、学童保育というのは、発足して十数年たちますが、なかなか今までそういうふうなことで手つかずの状態であったというふうに思っております。この縦割り行政の中で横の連携を図っていくというのはなかなか難しいというのはよく理解できますが、そういうふうなことで、ぜひそういうことの整備、もちろんハード面の整備、ソフト面の整備ですね、今言ったように、そういうふうなことでやっていかんと、何かちょっと学童保育に対する理解度というですか、認識度が、もうちょっと少しずれているんじゃないか、おくらしているんじゃないかなというふうに私は思います。

それで、やっぱり教育委員会は学校、当然管理するわけですから、そこにあって、そうすると私は本当に学校の校長先生も、こういう制限を加えるのはわかるんですよ。変なこととして自分の責任になったら困るなということで認識されるのはよくわかるんです。ですから、教育委員会で全体として大きな市内全体のあれをまとめて、例えば、子供たちの管理責任は学童保育所の施設に入ってから、もう学童保育の管理になるとか、それ以外は学校の教育委員会の管理になるとか、そういうことすらきちんとした定めがないわけですから、そういうこともきちんとして決めておかんと、後でいろんなことでのトラブルが発生したとき、やっぱりそういうマニュアルがなかったら本当にやりにくいというふうなことが出てくるというふうに思っております。

子供たちは、本当に皆さんすごく元気で、我々厚生委員会、皆、子供たちの元気をもらって本当によかったなとあって、いつもその施設見学の後は帰ってくるわけですが、そういうことで、学童保育の整備というのは、ハード面においてもソフト面においても、大変おくれております。そこで、低所得者の利用料の減免というのはきちっとやりますということでしたが、教育長、あと一回、そこだけきちっと、そういうふうなことでの所見をもう一回、私に聞かせてください。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

事務的なことも含めますので、担当の学校教育課長に答えさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長。

○学校教育課長（大津一義君）

ちょっと声が荒れておりますが、申しわけありません。

議員が先ほどおっしゃったような実態というのは、ある程度把握はしておりますけれども、これ、マニュアルをぜひ定めさせていただきたいと思います。ただし、そのマニュアルの内容ですけれども、責任の所在というのは、当然法律のほうで定められておるとは思いますけれども、小さな備品等の使用、それから部屋の使用、それから部屋の改修等については、それぞれの各学校の状態がまた違いますので、市内全統一したマニュアルというところで具体的に定めることはなかなか難しい面もあるかと思いますが、統一できるマニュアルと個別に対応できるマニュアルと、双方の視点から検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

私も申しましたごと、大きなマニュアルというのが1つ、絶対必要だと思います、市内全体を見回したですね。各施設ごとに、やっぱりその空き教室を利用しているところとか、用務員室跡とか、独立した建屋とかありますもんで、その個々のマニュアルづくりというのも、また当然出てくるというふうに思っております。それで十把一からげに大きな輪でくくるん

じゃなくて、各、大きな輪と小さな一つ一つのマニュアルづくりというのが必要だというふうに思っておりますので、実はきょう、後ろのほうにはこのことが大変心配で学童保育の指導員さんたちが見えております。やっぱりこれぐらい自分たちの思いというのが切実なものであるということのあらわれだというふうに私は思っております。ここの答弁でマニュアルづくりもやるというふうな答弁もいただきましたので、これから我々厚生委員会も、それを注視しながら、一生懸命また努力して学童保育の資質向上をやっていきたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

それでは、続けて5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

おはようございます。5番議員の瀬口でございます。議長の許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

教育行政についてお聞きをいたします。

教育行政と申しましても、学校教育、給食、文化財、生涯学習など、分野が非常に広がっております。そのような中で、日々活躍をされている関係者の方々には心から敬意を表すものでございます。この広い分野の中から、本日は次の3点についてお聞きをいたします。

まず、1点目は私立高校への推薦入学についてでございます。

私立高校に入学するには、特待生という入学制度がございますが、この制度を利用するには、中学校長の推薦が必要であります。特待生とは、授業料の免除等を伴う制度でございますので、私立高校側はこの制度を用いて優秀な子供を入学させようとするわけでございますけれども、中学校側がこれを拒否するという事例をたびたび見かけております。家族や本人は落胆し、将来の夢や希望を失うという人もいると聞いております。私もこの問題については、以前から疑問を感じる場所が多くございますので、中学校内部における推薦のあり方について、内容や実績、現状等をお聞きいたします。

次に、2点目ですが、市史編さん係の新設についてでございます。

この係は、一口に言えば本市の歴史を書物にまとめるということでございますが、これでは非常におもしろくないなということで、資料館の建設まで関与してほしいという願望もあり、この係の業務内容をお聞きするものでございます。

次の最後の3点目でございますけれども、市指定文化財オニバスの生息地である今福堤の今後についてお聞きいたします。

このオニバスの件につきましては、さきの12月の決算特別委員会の中でも簡単な説明を受けたところでございますけれども、先ほどは生息地と言いましたが、正確には生息地と言われていると言ったほうが、今はいいんじゃないかと。なぜこう申すかといいますと、私が知るところでは、もう約8年、オニバスの出現がないと記憶しているからでございます。

以前は、このオニバスを撮影するために多くの写真家が訪れていましたが、長年オニバスの発生がないにもかかわらず、観光マップや文化財マップ、これには今でも市指定文化財オニバスの生息地として記載をされております。平成24年度の予算案にも何ら対策の意図が見られません。私としましては、ぜひとも文化財として保護していただきたいと思いますが、教育委員会の今後の対応をお聞きしたいと思います。

以上、3点について御回答をよろしくお願ひしたいと思いますけれども、1点目の私立高校への推薦入学の質疑いかなでは、2点目、3点目は省略させていただくかもしれません。以上、御了解のほどよろしくお願ひします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

瀬口議員の教育行政についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の中学校の推薦制度の内容や現状に関しての御質問でございますが、小・中学校においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた人格の形成を目指して日々の教育活動に取り組んでおります。この点からも、学力、心、体のどれか一つだけすぐれていても、本来の中学校教育が目指す人格の完成には不十分であると考えます。

私立高校から中学校に募集される推薦入試、いわゆる推薦入試制度は、各学校によって若干の違いはありますが、奨学生や特待生制度と称して実施をされております。

本制度は、学業、運動、文化の面において優秀な能力を有し、人物、学業とか品行等でございますが、にすぐれ、高校生活においてリーダー的役割を期待できる生徒であり、かつ中学校長の推薦を受けた者のみが受験できるという制度になっております。これは、公立高校における推薦入試の推薦入学受験者規定とほぼ同じとなっております。

各中学校における推薦者の決定につきましては、学校長を代表とする校内推薦委員会を設

置し、推薦入試校内推薦基準に照らして、推薦に値するかどうかを判断することとなっております。

そのため、各中学校においては、学校ごとに公立、私立高校問わず、推薦入試校内選考基準を定めております。その内容は、学業成績並びに日常生活において、遅刻や正当な理由がない欠席が多くはなかったか、学校内外において問題行動がなかったか、全校生徒の模範となる生活態度が見られたか等の生活態度に関する事など、中学校生活全般にわたるものとなっております。

推薦入試校内推薦基準に違反の具体的な数字を決めている学校もありますが、中学校生活における学力や問題行動等の中学校生活の状況と高校生活における期待感や可能性を十分に考えて、本校の卒業生として自信を持って高校側に推薦できる生徒であるということとを判断した場合のみ、推薦をしているということです。

また、その結果は生徒に伝えることになっております。

ここ数年の間に、学力、問題行動等において推薦入試を受けられなかった生徒が若干名いることは非常に残念なことです。それぞれの生徒、保護者にはその理由を説明していると報告を受けております。

今後とも、この推薦入試制度の趣旨をきちんと生徒及び保護者に説明し、希望する生徒が推薦入試を受けることができるよう、保護者の方々の御理解と御協力をいただきながら、中学校の進路指導を進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の市史編さん係の新設につきましてお答えいたします。

平成24年度から新規事業として、みやま市史の編さんを実施するために係を設け事業に取り組むものであります。

では、市史編さん事業の概要について説明を申し上げます。

初めに、事業の目的であります。私たちのみやま市は、多くの先人が築き、守り育ててきた郷土の歴史を明らかにし、貴重な歴史資料を市民共有の財産として大切に記録、保存していく必要があります。さらに、市民の郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに、今後のみやま市の発展と文化の向上に資することを目的として編さん事業を取り組みます。

次に、書籍としての整理のみかとの質問についてお答えします。

歴史の記録として、子供の市史、資料編、通史編、普及版の刊行を考えております。それとあわせて、みやま市の歴史を市民の方々に広く知っていただくため、講演会や歴史文化講

座等を開催したいと考えております。

次に、資料館の建設とのかかわり等につきましてお答えいたします。

資料館の建設と市史編さんの直接的な結びつきはございません。みやま市が所蔵、または民間の方からお借りしている文化財は、市立図書館内にある歴史資料館で一部は公開しておりますが、もっと多くの文化財を見学できる施設が必要だと考えております。資料館建設には、財政的なことも考慮しなければなりませんので、学校統合後の校舎跡地の利活用を検討してまいりたいと存じております。

続きましては、3点目のオニハスの件につきましてお答えいたします。

これにつきましては、12月の決算特別委員会の折、瀬口議員から御意見があり、お答えいたしましたように、環境の変化により毎年発生が確認できるものではありません。つきましては、天然記念物として文化財の指定をしておりますオニハスが定着できますように、他市町村の生息地等の情報収集等を行いながら、保存に努めてまいりたいと存じております。

どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

1番目の推薦入学の件でございますが、教育者側からいえば、当然の回答かなと、こういうことしかないと思いますが、時間が限られておりますので、矢継ぎ早に質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、学業、運動、文化面において優秀な能力を有し、人物、これは品行方正だと思いますが、こういうすぐれた者と、まさかこのすべてがそろわないと推薦ができないということじゃないでしょうか。これ、ちょっとまずこれを確認いたします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

おっしゃるとおり、このいずれかを満たしておけばいいという広大の規定もございます。私の高等学校の校長の経験から申しますと、最終的には校長が判断をいたしまして、この分がすぐれているから推薦するというので、高等学校では校長の専決事項になっておりましたので、中学校ではどういうふうになっているか、今から調査をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今、答弁書の中に、この推薦できなかった者、数名がいますと、若干名いるということですが、この件については、もしあれば、この一覧表を提出してくださいというように、私、申し上げとったんですが、一覧表はできていますかね、学校別に。

○議長（壇 康夫君）

馬場教育部指導室長。

○教育部指導室長（馬場英二君）

一覧表にはなっておりませんが、今、こちらのほうで市内の推薦等々で、推薦できなかった子供たちの人数は把握ができておりますので、お知らせをいたしたいと思います。

市内中学校での推薦状況でございますけれども、平成23年度において各学校より推薦できなかった者の数につきましては22名、平成22年度につきましては、推薦できなかった者の数が9名、平成21年度につきましては、推薦できなかった者の数が1名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

中学校別にちょっと内訳を教えてくださいんですけども、よろございますか。

○議長（壇 康夫君）

馬場教育部指導室長。

○教育部指導室長（馬場英二君）

本年度の平成23年度についてお答えをいたしたいと思いますが、推薦できなかった人数が瀬高中学校においては11名、東山中学校においては2名、山川中学校においてはゼロ、高田中学校においては9名というふうになっております。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

22名というのは非常に多いなということを感じておりますが、この中に、どういう理由で推薦ができなかったかと、今さっき校内基準があるということでございますけれども、主な理由を2つ、3つでございまして、教えていただければと思います。

○議長（壇 康夫君）

馬場教育部指導室長。

○教育部指導室長（馬場英二君）

それでは、推薦できなかった者の理由についてですけれども、多くは中学校生活における問題行動や生活の乱れ等が大きな要因になっておるといふふうに聞いております。

公立学校におきましては、これに付加いたしまして学力等々のことも考慮しての結果となっておるといふふうにお聞きをいたしました。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ありがとうございます。推薦委員会でございますけれども、この推薦委員会、各学校で数名だということでございますが、この推薦委員会、校長先生が代表ですね、今、ここに書いてありますように。この推薦をするための推薦委員会でございますが、この推薦委員会、推薦するかしないかというのは、校長の判断だけなんですか。ここで推薦委員会でどういうふうに、全員が推薦が、これはいいよというような、全員が賛成をしなければ推薦ができないのか、多数決なのか、それともそういうことには全く関係なく、最終的には校長の判断なのか、そこら辺を教えてください。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

それは今から各中学ごとに調査をかけたいと思いますが、私の経験から言いますと、全員一致でもございませぬし、それから多数決でもなく、推薦委員会で推薦が上がってきます。子供から上がってきます。それを受けまして、推薦委員会でいろんなことを話し合っ、その委員会での話を勘案して、最終的に校長が決定するというのが、これが普通の推薦委員会のあり方だと私は承知しているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

推薦委員会のあり方じゃなくて、現にここ3年ほどでは、32名ですか、推薦ができなかったということでございまして、こういう全員一致でもなく、多数決でもなく、要するに最終的には中学校の校長が判断をするということでございますので、こういうところに非常に各家庭からの不平不満、周りにとっては無礼な部分なんですよね。非常にえこひいきというような、一言で言うと、えこひいきがあるとかですね、そういうふうなことをおっしゃる方もおりますが、今の話を聞くとなるほどと、こういうふうな隠れた部分ですね、オープンではないと。非常に残念なところでございますので、これはまた、これ自体、私はちょっと改正をしてほしいということで、最後に申し上げますが、次ですね、この子供、今、推薦委員会で決定するというございますけれども、この子供の教育というのは、要するに中学生は中学校の生徒でございますが、学校、家庭、地域で、この三者一体、三位一体で育てていると、これは本市のスローガンみたいなものでございますけれども、これは、この三者一体で、三位一体で育てているということについての御確認はできますか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

私が確認をするということでございますね。そういうことでございますか。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今、子供の教育ですね、これは学校だけじゃなくて、学校、家庭、そして地域で育て上げるという本市のスローガンがあるんですね、1つね。これは中学校においても確認できますね。そういうことでございますかということをお聞きしております。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

本市の教育方針の中に明確に示しておりますので、それは中学校においても確認できると

私は考えております。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

先ほど生活行動、学校生活行動ですね、問題行動が非常に多かったために推薦ができなかったということですが、この中学時代というのは、反抗期もあり、非常に好奇心が旺盛な子もおりますし、それで、非常に育てにくい時期だなというのも確認できますね。それ、よろしいですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

おっしゃるとおり、それは私も確認をしているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私も中学生を1つのクラブで扱っているわけですが、非常にこういう反抗期の時期でもあり、好奇心が非常に旺盛な時期でもありますし、育てにくいなというふうに思っているわけですが、それで、今さっきの学校、家庭、地域でこういう生徒たちを育てていくという中で、学校が思うような子供に育たなかったと判断をして、そして推薦をしないわけですね。問題行動が多過ぎると、三位一体で育てていっているんですね。そして、学校側もそれを、要するに今言いましたように携わっています。これを学校、家庭、みんなも一生懸命育てておりますが、子供が学校が思うように育たなかったということで、この子供にペナルティーを与えるということはどうなんですか。

要するに、このペナルティーというのは、推薦委員会で推薦をしないという、これペナルティーなんですよね。学校側も一生懸命育ててきよります。学校側の教育が行き届かなかったということは認識はございませんか。どうですか。学校は子供を、生徒を育てています。生徒はその先生たちによって育てられております。家庭も一生懸命育てています。地域も育てています。今さっき御確認いただいたんですが、それで、育てている学校側には何のペナルティーもない、ですね。生徒だけにペナルティーを与えていらっしゃる。そうお感じにな

りませんか、教育長。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

一面的に見ればそういう考え方もできますが、私は元教育者の立場から申しますと、育てるということと子供たちが問題行動を起こすということは、必ずしも一方的に学校の責任があるとは考えておりません。もちろん、責任の大半は学校にあると思います。教員の側にあると思いますけれども、やはり何か間違ったことをしたら、それに対して指導するというのは、学校の非常に大切な一面でございます。役目でもございます。その推薦を許可しないということがペナルティーに当たるかどうかというのは、私は、広く考えればそうかもしれませんが、推薦を受けられなかったという要因が、個別に調査してみないとわかりませんけれども、もっと違う部分があるんじゃないかと。

例えばですね、例えばですよ、私が現職の時代にこういうことがございました。今、推薦をすることについては、11月1日以降ということに、一応校長会、これは高校も中学校も一緒でございますが、決めております。にもかかわらず、私立学校では、9月ごろから推薦をせろということで、直接校長ではなくて、部活の顧問を通じて校長のほうに、部活の顧問から校長のほうに推薦をしてくれないかということを書いてまいることがございます。これは明らかに決まりの部分破っているわけございまして、そういう場合につきましては、厳しく学校としてもルールを破るということで対処する、そういう事例がたくさんっております。そういうケースがあるかもしれませんし、全く違うケースがあるかもしれませんので、一概にペナルティーを与えるということが、一律的に生徒の問題行動等で推薦できないからというふうに考えるのは、私は余りにも短絡的ではないかなというふうに考えておりますが、調査をします。これは、ここでお約束します。どういう形で推薦ができなかったのかというのは調査をいたしまして、改善を、私どもができる分については改善をお願いしていこうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

今、11月から解禁で、9月ごろからもう学校の顧問を通じて来ると、これはもう生徒には全然関係ないことをごさいますて、生徒にはこれ関係ないでしょう、学校内部、高校と対中学校、対高校の話ですよ。私はそういうことを言ってるんじゃないで、生徒を、さっき確認しました学校、家庭、地域で育てていっていますと、そして、この子供が学校が思うような子供に育たなかった、ですね、この子供に対して、そしたら子供だけに何でペナルティー——ペナルティーじゃないとおっしゃいますが、推薦をしないということの、これはペナルティーじゃないですか。罰じゃないですか。あなたは私たちの言うことを聞かなかったから推薦をしませんよということでしょう。問題行動が多いということやらなかったとおっしゃっています、ですね。これはペナルティーじゃないんですか。

そしたら、もっとわかりやすく言いますと、この子供を学校が指導している、教育をしていると、自分の思うようにならなかった、この子を推薦、私立高校のほうからこの子供は非常に学力が優秀だと、学力の奨学生でひとつだけか、いいえ、この子供は思うように育てませんでした、こういう問題行動が多うございましたということで、この人、推薦できないということでしょう。違うんですか。育てているほうは、責任は全く感じない。子供だけにペナルティーを与えているとしか、皆さん思いませんよ、これは。違いますか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

ここで教育論争をする場ではごさいますので、私としては、今、瀬口議員がおっしゃるようなことはペナルティーとは考えていないと。それから、自分たち、学校が思うような子に育たなかったから推薦をしないのではなくて、こういう事例があるから、校内の規定において推薦をしないということが大半だと思っております。先ほど来申しましたように、これは具体的に調査をしたいと思っておりますけれども、少なくとも教育においては、自分たちが思っているような生徒を型にはめて育てようなんて、これは思っていないわけをごさいますて、個性を重視するというのも教育の一つの大切な部分でございます。そういうふうにごさいます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今、おっしゃいました個性を重視するんですよね。それで、学力のある人は学力で、スポーツや文化に秀でた人はそれなりにですね、それぞれ自分の進む道を見つけて、これ一生懸命やっているんですよ。学力がある人は学力で特待生で行こうと、しかし、自分は学力が低いんだと、それならスポーツで特待生で行こうと、それなりにみんな一生懸命やっていると思うんですね。

それで、こういった特待生という、特に、そして特待生で行こうと、特待生を取得するということは、その子にとっては一つの勲章なんですよ。特待生と、特別待遇生でございますので、一つの勲章でございます。こういう勲章をいただくと、自分の夢、希望というのは高校生活の中でも大きく広がっていくだろうと思うんですが、義務教育のところ、今から高校に上がろうとする生徒に、高校側がこの子はこの部分において非常に秀でたところがあると、この子供をぜひ下さいと言ってくるんですね。しかし、中学校がこれを拒否しているというところに私が問題があると。ですから、今、おっしゃったように、これは問題行動が多いんだから、だから、推薦ができなかったとおっしゃっているんですね。いやいやいやいや、そういうことを今、おっしゃったですよ。

私が調べたところによりますと、特待生の最高の条件でいけば、3年間で1,000千円、1,200千円の免除になるんですよね、最高ですね。それくらいだろうと、私が調べたところではそうでございますが。非常に保険関係等、今、値上がりをしている中で、非常に家計が苦しいところばかりでございまして、こういう子供は特待生で行こうと一生懸命頑張っている、非常に親孝行な子供だなということ、私は非常に思うわけでございますが、今、申しましたように、高校がぜひ子供を欲しいというのに、中学校側が、事前にはこの内規を説明していますということでございますけど、私に言わせれば、一方的な、これはお断りだと。この推薦委員会と今おっしゃいましたけど、この各中学校の内規を見ますと、最初から推薦委員会にかけなくても、この子は問題行動が多いから、いいえ、もうできませんよという場合がありますと、はっきり書いてあるんですね。で、推薦委員会て何かで、こういうところを改善せにゃいかんという考えはないんですか、教育長。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

先ほど来、申し上げておりますように、みやま市内4校、中学校それぞれどういう形で推

薦が行われているかというのをもう一度精査をいたします。その中に、当然あると思うんですが、具体的に生徒名を出して、ある面では公表するというようなことも、この生徒のプライバシー等に抵触する場合もございますので、中学校としては具体的に生徒がこういう問題行動を起こしたとか、こういう理由で推薦できなかった、個別に教えていただけるかどうか、それを教えていただいても、子どもがそれを公表できるかどうかというのは、法的にちょっと問題があるんじゃないかということもございますので、調査はいたします。瀬口議員がおっしゃるようなことで、もし推薦ができないということであれば、じゃ、その子供たちは、その私立高校を推薦ではなくて受験したのかどうかまで含めて、調査をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私、今話を聞いて、意見が合わないところがあるんですが、中学校は生徒を育てるところですよ。裁くところじゃないですよ。裁いているじゃないですか。よしあしで裁いているんですよ、これ。あなたは問題行動が多いから、あなたは推薦できません。今言いますように、推薦できれば最高1,000千円か1,200千円ぐらいの3年間の免除ができるんです。家庭から出さなくてもいいんですよ。それを、義務教育である中学校側が生徒を育てる場所でもあるにもかかわらず、その時点で子供を裁いている。そういうことじゃないですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

私は裁いているとは解釈いたしませんで、私は評価をしているというふうに解釈していただきたいと思うんです。通知表だってそうです。5、4、3、2、1と、これは評価をしておるわけでございます、裁いているという表現は、私は教育の中では不穏当ではないかというふうに思っております。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

教育長、もうちょっと実態を知っていただきたいということで、調査するというので、一言で終わっていらっしゃるから御説明しよるわけでございまして、評価というのは、今おっしゃったように、通知表で5、4、3、2、1、これ評価です。これで済めばいいじゃないですか。高校側から、その子を下さいよと言ってきとるのに、これ、だめよというのは裁きでしょう。違いますか。そこの認識の違いがちょっとありますから、また、これはいいとしまして、いろいろ私、申し上げましたけれども、今言うように、中学校は生徒を裁くところじゃなくて、育てるところであるという認識は一緒だと思います。

そして、教育する側、される側ですね、要するに先生と子供の関係でございますが、これは一心同体でなければならない。一心同体ということでやっていっている中で、教育をされている側のみが、さっきから私、何遍も言いよりますが、教育長は違うとおっしゃっていますけれども、される側だけがペナルティーを、ペナルティーじゃないとおっしゃる。私はもうずっとペナルティー、ペナルティーとこれは言っていきたいと思うんですが、教育をされている側だけに責任を持たせるというのは、学校側の責任というのは、これはその子供を推薦に値しない子供で終わったんですね、育てていらっしゃるけれども。その責任というのは感じになりなさんのですか。生徒は推薦制度をお断りされた。断られた。なら、それを育てていった先生は、そこまで生徒を育てられなかった。この相互関係、どうお感じになりますか。もう一度ちょっとお願いします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

それは先生方個々のお気持ちだと思うんですが、私としては、先生方、それぞれ自己責任、ぴしっと持っていらっしゃると思いますので、その推薦ができない生徒に育ったことについて、先生方がどういう気持ちを持っていらっしゃるかは、私はそんたく、推論をするしかないわけでございます。恐らく全くそういった責任を感じていらっしゃらない方もいらっしゃるでしょうし、感じている方もいらっしゃるでしょうし、それは個々の問題でございまして、私がどうこう言えるところではございませんので、申しわけございませんが、御回答ができないのが残念でございます。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

現場のほうと教育長の立場、少々違うところがありますでしょう。それで、私、ちょっと要望をしたいんですが、今のような推薦問題についての改正をお願いしたいと、校内の推薦基準の改正をお願いしたいと思うところでございます。これは、今さっき言いましたように、学校は人を育てるところで裁くところではございませんというのが1つですね。裁くならば、先生も一緒に責任をとってくれんかと、校長先生も一緒に責任をとってくれませんか、そう私は言いたいんですよね。

それでですね、どういうふうに改正したらいいかというようなことで、私もいろいろ考えたんですが、私はひとり個人の考え方でございますけれども、高校側からこの子供を下さいという中で、中学校が、教育は厳しくやられるのは、これは何ら異議はございません。しかし、進学については、少し寛大なところが必要じゃないかということ、今、私は申し上げているんですよ。

それで、高校側からこの子供をぜひ欲しいと言ってきた場合に、中学校側とすれば、その子供の、生徒のよいところ、悪いところ、これ全部明らかにして、高校側にですね、そして、高校側にそれを見ていただいて判断をしていただくと、高校側がとりに来とるんでしょうが、その子供をですね、下さいよと。これを中学校側の基準でだめだと、今なっているんですね。これを、中学校側でだめだということやなくて、高校側がこの子供を欲しいと言ってきているからですね、おわかりになりますか、今、いいですね。それで、この生徒の中学時代の行動、よいところ、悪いところを全部明らかに高校側に提示をして、あとは、いや、これでも高校はこの子供を下さいよと、これ大丈夫です、うちの高校側の基準に合致していますから大丈夫ですよというような制度に改革をされたらどうでしょうかということを申し上げております。いかがでございましょうか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

おっしゃることの半分ぐらいは改革ができるんじゃないかと。ただ、今、私立高校側の立場で議員はおっしゃっているみたいでございしますが、私立高校側の、そのアプローチの仕方というのも、私、非常に疑問に感じているところがございます。今はわかりませんが。だから、そういうことも含めまして、私どもとしては調査をし、教育委員会といたしましては、

指導、助言、支援をする機関でございますので、命令権がございません。命令する気もございませんけれども、校長先生方に十分にその辺のところは指導、助言、支援をしてみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

しっかりやっていただきたいと思いますが、先ほど私、生徒を縛り過ぎということを上げまして、そういう観点から申し上げますと、公立高校の推薦基準に、これも厳しく縛ってあるんですよ。これ、瀬高中学校の推薦基準の中に、公立高校です、今度です。厳しく縛ってあるという観点から、公立高校はちょっと通告をしていませんので、子供を縛ってあるという観点からちょっとお聞きしますが、公立高校の推薦基準の中にも非常に子供を縛ってある部分があると、これはどういうことかと、瀬高中学校のこれにはっきりと書いてあるわけでございますけれども、公立推薦で不合格になった場合も、公立高校を推薦試験を受けたと、例えば、山門高校なら山門高校でございまして、そこ、推薦で高校を受験したと、それで不合格になったと、不合格になっても一般受験で山門高校を受けてくださいという縛りなんですよ。こういう基準があるんです。これ、ほかの中学校もそうでございますかね。これ、私が見た感じでは、これは瀬高中学校の平成24年度の推薦入試校内推薦基準の中にはっきりとうたっている。ほかの中学校も同等なことをやっておるんですか、どうですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

瀬高中学校でそういったことが推薦基準の中に入っているということは、私、初めて知りました。ただ、それは努力目標と申しますか、せつかく推薦で公立高校を受けたんだから、ぜひ本試験でも受けたほうがいいよということで、それを書いてあるんで、縛りというふう考えるのは、ちょっとどうかと私は思っております。

ほかの中学校につきまして、そういう縛りを持っておる規定があるかどうかというのは、これから、先ほど来申し上げておりますように、調査をいたしまして、それが縛りに当たるかどうかは私のほうで判断させていただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

やっぱり教育長、現場のほうをよく御存じない。これ、私、読みますけど、公立推薦で不合格になった場合も、必ず受験することと書いてあります、必ず。それで、先ほど教育長は法的にプライバシーの問題も出てくるかもしれないということをおっしゃったんでございますけれども、これは県の教育のほうにお尋ねしたわけでございますが、えっ、こういう基準があるんですかと、県の教育委員会ですね、びっくりされとります。これは生徒の自由でしょうて。

それで、私は今度人権担当のほうに聞いたところでございます。教育長がほかの部分でプライバシーの問題に関与するかもしれないということございまして、私もそれを申し上げますが、県の人権担当は、このような決め事は人権問題に抵触する可能性があると考えられないこともない、要するにあるかもしれないと、人権問題に抵触する可能性がありますよと言っているんです。それも、教育関係のところ、教育関係で人権問題に抵触する可能性があるかもしれんと、こういうことを県の教育委員会及び人権の担当課では申し上げております。疑いにおなりになれば、担当者の名前も聞いております。電話番号も聞いておりますので、後でお知らせしたいと思っております。

このようなこともあるんで、再度お聞きしますが、この推薦制度について、もう一度検討し直すと、今の部分も含めて、人権問題等も含めて、推薦の基準をぜひ見直すというようなことを、ここでお約束していただけるかどうか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

見直すということではなくて、私も再三申し上げておりますように、調査をいたしまして、私どもが指導、助言、支援ができることがあればやっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

教育長も非常に頑固な方ですね。素直に間違いは間違いで認めればいいじゃないですか。子供たちが非常に苦勞しとるんですよ、家族も。これは、今さっきも言いましたように、教育は非常に厳しくやっていただいて結構だと。しかし、進路については、非常にもう少し寛大にやってくれんかと私は申し上げております。これがだめなんですか、どうですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

再三申し上げておりますように、私が改革をするとか、そういう約束はできない立場にございまして、私が頑固にそういうふうに言っているわけじゃございませんので、申しわけございませんが、私の回答はそれ以上のものでもございません。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

そしたら、もう一度申し上げますが、教育長、この中には学校の指導もありますね、指導課もありますね。そしたら、その指導する立場じゃないというのはおかしいんじゃないですか。教育委員会の中に学校指導課もあるでしょう。それ、何で指導ができないんですか。学校とのやり方について、また同じ答えだったらもうよごさいますんで。ちょっとこれですね、非常に、最後になりますけれども、義務教育課程において、高校に進学をするということに、余りにも特待生としての選考基準が厳しくなりはしませんか、なっていませんかということをおしは言いよるんですよ。その内訳を、今申し上げたでしょう。最悪の場合、人権問題にもかかるかもしれませんよと、これ、県のほうが、私が言っているんじゃない、県のほうが言っているんですよ。

そして、教育委員会の中には学校指導課もあるじゃないですか。それで、何で指導ができないとか、強制ができないとか。強制はできなくても話し合いはできるでしょうもん。（発言する者あり）いや、同じ答えでしょう。同じ答えやったら、もうこれでよごさいます。ぜひとも、これ、現場よく、先ほども調査しますということでございますので、よく調査をしていただいて、本当に子供たちが、今さっき22名ですよ、平成23年の22名、これ、みやま市全体で22名の子供が私立高校に推薦入学をしたかったと、しかし、学校内の推薦基準でために

なったということは事実なんですよ、これですね。だから、それを見直してくださいと私は言っているまででございますので、よろしくお願いします。

次の問題、行きます。時間が余りございませんので、できれば2問目飛び越して……

○議長（壇 康夫君）

休憩入れますか。

○5番（瀬口 健君）

いいえ、3問目に行ってよございませぬかね。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

○5番（瀬口 健君）

もう時間的に、これじゃないといかんだらうと思いますが、文化財オニバスですね、オニバスの問題でございますが、今、本当写真家の方、ほとんど見受けませんが、今、ルアー釣りの方が非常に多く見えております。これ、10代から30代の方ですね、私の知る限りでは北九州市から来ていらっしゃるわけでございますが、その人の話では、この今福の堤は、このルアー釣りでは非常に全国的に有名なところだということで、わざわざ遠くから来たということでございます。今、野鳥が非常に、多種類の野鳥が飛来をして、双眼鏡を持った60代、70代の方も非常に多く見かけておるわけでございますが、もとはといえば、この堤は桜の名所でもあったわけございまして、台風や開発によってもうほとんどなくなっておったんですが、5年ほど前、また桜の木の植樹をされまして、以前の姿になりつつあるところでございます。

このような風情のある池でございますので、こういう中にオニバスがぷかっと浮かぶと、野鳥がおり、散歩者が非常に多い、桜は咲く、そういう中にオニバスがあつたら非常に幅広い年代層の方に絶好のいやしの場所となるんじゃないかというように思いますので、早く、毎年出現するものじゃないという回答がありましたけれども、8年ぐらい出ていないということは、これ、早く出るような対策をとってもらうわけにはいきませんか。これは地権者の方もいらっしゃいますし、管理者の方もいらっしゃいますんで、そこら辺と話をされて、ぜひお願いしたいなというふうに思っているところでございます。いかがでございますか。

○議長（壇 康夫君）

堀教育部長兼教育部総務課長。

○教育部長兼教育部総務課長（堀 勝敏君）

お答えをいたします。

前回もお話をしておりましたように、オニバスという植物の性質でございますけれども、1年生の水生植物でございます。花を咲かせて、その種子が水面から地中に落ちて、そして発芽をするというようなことを繰り返すわけでございますけれども、生態等を調べてみますと、必ず翌年に発芽するとは限らないと、数年から数十年の休眠をしてから発芽することが知られている、また、冬期に水が干上がって空気に触れることで刺激が加わることで発芽を促進されるというような性質を持った植物でございます。確かに8年発芽していないというのも、こちらも確認はさせていただいております。でも、なかなかそういう発芽を促進するような状況にないというのが現実ということで思います。

ということで、じゃ、全く対策を打っていないかということでございますが、そうではございませんで、ほかの、大牟田にもかつて生息地ございました。そこから種子を持ってきて発芽育成をしております。旧公民館のところでそういうのをやって、そして、その出た種子、発芽したものを今福の堤のほうに持って行って植えた、でも、定着しないと、育たないというような、本当に微妙な植物でございますので、やはりこちらも発芽してくればありがたいんですけど、そういう状況でございますので、今、答弁書の中に書かせていただいておりますように、いろんな情報、他市町村の情報をしながら、どういう状況でこれが発芽して、やはりオニバスが生息するかというのを、もう一度研究をさせていただきたいと思っております。

こちらとしては、やはり文化財に指定をしておりますので、その育成は図ってまいりたい考えは変わりございません。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ありがとうございます。これは、文化財の保護の観点から、ぜひともこれはやっていただきたいなというふうに思っております。

強いて言えば、今さっき言いました非常に風情のある池、この周りのガードレール、こういったものも普通の道端のガードレールをやっているんですね。景観というのもちょっと考えていただかんかと、ガードレールすればいいじゃなくて、景観も考えていただかんかというように思うわけでございます。こういうこと、ひとつ調査をされて、土木のほうともお話

をされながら進めていただければというふうに思っております。以上でございます。

もう時間がないからと思っていたんですが、2問目の市史編さん係の新設について、これは本当にすばらしい回答をいただいておりますが、私も時々でございますけれども、歴史講座には参加させてもらっております。その一人として、この係が新設されるということに非常に喜んでおるわけでございますが、ただ、幾つかお聞きしたいんですが、旧3町における歴史、町史ですね、この編さんはどれくらい済んでいたかというようなことをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（壇 康夫君）

坂本生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本 学君）

昭和33年に高田町で、また瀬高町では昭和40年に町史が発行されております。山川では、合併前に町史編さんの機運はありましたけど、残念ながら期間が足りず、編さんはあっておりません。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今から、そういうふうな過去がありましようが、今から本当に頑張っていたきたいと。これは観光行政とも密接な関係があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも観光行政のほうとも連携をとって、しっかりやっていただきたいなど。せっかく6,800千円ぐらいの予算もついておるわけでございますので、ぜひともやっていただきたいと。

先ほど答弁にもありましたように、先人たちが築き上げてこられた、この歴史を明らかにした上に、再度また新たな掘り起こしもしていただいて、広く市民に知らしめられて、また、市民の方々がさらなる郷土愛が生まれるならば幸いではないかと。また、これらによって子供たちに夢と希望を与えられるものであれば、これ以上のことはありませんと、私はこう思うわけでございます。

ぜひとも頑張してほしいというエールを送りまして、ちょうど時間となりましたので、これで私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで休憩します。再開は11時15分からお願いします。

午前11時00分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて再開いたします。

再開が7分ほどおくれましたけど、市民の方の陳情がございましたので、御了解願いたいと思います。

それでは、続いて、2番野田力君、一般質問を行ってください。

○2番（野田 力君）（登壇）

2番議員の野田力でございます。よろしくお願い申し上げます。

農政問題に関します御質問をさせていただきたいと思っております。もう既に御承知のとおり、今日の農業を取り巻く情勢でございますが、経済のグローバル化によりまして農産物の強い輸入攻勢、それから低価格が随分長く続いております。そういった関係から、本当にこれまで経験したことのない厳しい状況に農家の皆様は追い込まれております。加えまして、国内の少子・高齢化によりまして、農村社会を見てもと農業就業人口の平均年齢が、一昨年の時点でございますが、65.8歳まで上がっております。そのうちに75歳の方が何と30%を占めております。我がみやま市は多分全国の数値よりももっと厳しいのではないかと、内々心配しているところでございます。つまりは農村の高齢化が極限まで迫られ、もう待たなしという瀬戸際に立たされていると思っております。

この深刻な問題は、既に悩み続けてきた問題でございますが、既に皆さんたちもどうしようかということで心配されていると思っております。しかしながら、国民の命を守っていくためには、是が非でも農業生産をしっかり引き継ぎ、安心されるような生産体制を支える新規就農者が継続的に生み出されるような対策を持っておかななくてはなりません。特に、我がみやま市は、西原市長が常々申されますように、基幹産業は農業と。農業が元気であれば商工も盛んになり、市民全体も発展いたすということで、その意気込みを持ちまして精力的に頑張っております。いかんせん、その担い手育成につきましては、随分頭を悩まされているようでございます。

御承知のとおり、この大きな大命題を解決するには並大抵ではございません。まず第1に、農産物の大切な恵みと、さらには市民生活の礎となります水環境などの多面的な農業の役割

を私たち市民一人一人が共通に認識することが極めて大事かと思っております。第2に重要なことは、農業者自身の皆さんが自助努力とあわせ、生産所得の安定確保に向けた努力に対し、私たち市民も理解と協力、支援をいたすことも不可欠ではなからうかと思っております。そして第3に、元気な農業・農村を目指してこそ、みやま市のみなぎる活力で繁栄、発展へと導くものと確信いたします。

このような考えの中で、先ほど述べました第1番目の農業が持つ大事な役割についての市民共有の認識につきましては、この認識の問題は早目に学習し、早くよく理解され、しっかり習得されることが重要と思います。ありがたくも、農業の大切さにつきましては、現在、市内の小学校におきましても十二分に御理解をいただき、JAから寄贈されております補助教材を活用しながら全小学校の4、5年生を対象にして年間3回から9回ほどの授業が行われております。あわせて、学童農園の体験学習も行って、食と農をめぐっての教育が行われていることは本当に心からありがたく、そしてまことにありがたく、深く感謝を申し上げる次第でございます。しかし、さらに生産されている農家の皆さんを、御存じのとおり、生態系のとうとい命のつながりを大切にして、そして消費者の方々が本当に安心しておいしく召し上がっていただけるように、農産物の安全性と栽培育成ですか、肥培管理ですかね、に日々心血を注がれております。

このように、農作業に汗を流してひたむきに、そして真剣に取り組まれている姿に着目した授業内容につきまして、今までもやってあるようでございますが、さらにそこに充実強化を図っていただきたいものでございます。

また、これらの授業の回数や体験学習など学校によって、聞いておりましたらば、実際の実施のばらつき、これが濃淡があるようでございますので、どうかさらに底上げされた授業を行っていただきますようお願いいたします。

そこで、これらの点につきまして、藤原教育長の御答弁をお願いいたします。

続きまして、新規就農者の育成のことでございます。

このたび、平成24年度、政府の当初予算原案に新規就農者の強化対策といたしまして青年就農給付金の予算が組まれております。国の農政政策で、これまで農家個人の育成に着目した施策を強力に実施したことはほとんど皆無であったと言っても過言ではないかと思っております。

そこで、この青年就農給付金の内容をかいつまんで申し上げますと、原則45歳未満の方で独立・自営就農する方を対象に、研修するための準備期間、2年間でございます。そして、

その後、独立・自営就農の期間に5年間、合わせて7年間を通しまして年間1,500千円、最高で10,500千円の給付金が国費で支給可能になるわけでございます。その中で、とりわけ都会に行かれてUターンしようという方も、Uターンして親元で就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や親の経営から独立した部門経営ですね、ハウスならハウスということを行う場合は、その時点から対象になるわけでございます。そして、夫婦で就農する場合であっても1.5人分ですかね、2人分じゃなくて残念ながら1.5人分が対象ということで支給されます。

そういうことで、本当にいい施策でございますが、そう言いましても、この制度におきます経営開始型をこのみやま市に受け入れていくためには、人・農地プラン、つまりみやま市の農業マスタープランの作成がまず前提になって、それが義務づけられております。このマスタープランを作成するに当たりましては、JAを初めとした地域農業再生協議会等の関係機関や諸団体の御支援をいただきながら、地域内における農業者に対し、地域農業の将来の見通し、それから方向性、経営体の位置づけなどの調査検討を行って、集落ごとの話し合いを経た上でまとめられるものでございます。そして、この地域農業マスタープランの中に次世代の担い手として新規の青年就農者を積極的に位置づけてくれと。その方々が今申し上げました対象者になるわけでございます。

ところで、一方、目を転じまして、日本経済の構造変革に直面し、御承知のとおり、大企業のリストラや配置転換等の雇用形態の激変の影響によりまして、都市住民の若年層が今地方に関心を抱き、そして自然とともに、どっしりと腰を据えて仕事をやってみたいとの希望者が増加しておるようでございます。それを裏づけるものとしまして、先般、青年就農給付金につきまして東京のほうで説明会が行われた際には、これまでちらほらでございましたが、このときは立ち席を埋め、あふれんばかりの聴衆者であったとこのことでございます。また、福岡県の農業大学の入学状況から見ましても、御承知のとおり、入学定員が50名でございますが、五、六年前は大体半分程度しか入学者がありませんでした。ところが、一昨年は定員オーバーの59名、本年度の入学者は定員いっぱいになっております。かなり多くなっております。

さらには政府の緊急経済対策の中で農の雇用事業があります。全国で7,304人が受けられておりますが、そのうち39歳以下の方が70%も占めておるとのことです。そして、これらの人たちが農業に対しては努力の結果が見えると。安全・安心な農産物を生産したいとか、

やり方次第ではもうかるばいとか、独立して経営者になりたいという希望と意欲を持った人がかなりおられるということでございます。

他方、新規就農者の受け入れの環境でございます。これは御承知のとおり、ハウス園芸者の方の高齢化に伴いましてリタイア、高齢により規模を縮小しようとか、それからちょっともう息子のところに行ってなわるばいとか、耕作放棄地等で、働く就農の場所は年々広まっておるのが状況でございます。

このような状況である一方、新規就農の希望者は今現在、随分潜在しているものと考えますから、これらのマッチングを念頭に置いて、この制度のPRをわかりやすく広く浸透させていただくことが大切かと思うわけでございます。特に重要な点は、新規就農者が独立して安定した経営が継続されるためには、経営理念と経営手法の習得が不可欠でございます。これらのことを学べる場所がどうしても必要であります。そこで、既に福岡県内で活動しております農業経営塾を本みやま市にぜひとも西原市長のお力で設置いただくよう、福岡県に強く働きかけていただきたいと強く要請いたします。

ともかくも、これらの一連の業務は地域農業マスタープランの作成だけにとどまらず、農地集積初め、営農法人化などの諸問題にも必ず突き当たっていきます。そういったことと密接にまた連動している関係から、本当にこの仕事は大変複雑多岐な作業内容で、ハードでございます。そして、しかも、このマスタープランづくりは時間が短時間に限られております。本当に市町村においては大変な仕事を仰せつかっております。厄介な大事業でございますが、何とかこれをみやま市で円滑にやっていただきたいと。

したがいまして、新規就農対策の青年就農給付金制度の実施につきましては、関係機関や関係諸団体のトップとの調整がまず必要でございます。したがいまして、西原市長の陣頭指揮のもとで進めていただくとともに、行政の庁内の現在の農業所管の執行体制では大変これは困難きわめるかなと思います。したがいまして、一段とこの農林執行体制を強化されて、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします次第でございます。西原市長の御英断と力強い実行力をお願い申し上げまして、御所見をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

野田議員の農業の担い手育成に関する御質問にお答えをいたします。

我が国の農業情勢は、御指摘のとおり、従事者の高齢化が進むとともに、農家数も減少傾向にあります。社会情勢を見ると、景気の回復が依然として感じられない中で、農業政策としての農の雇用事業による担い手への雇用助成が取り組まれています。

このような中で、国は平成24年度から新規就農者対策として、年間1,500千円を準備期間を含めて最長7年間給付する制度をつくりました。ただし、この制度に取り組むためには人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成が前提となります。プランは、地域の農業者の意向を十分反映させることが重要なため、アンケートの実施を計画してまいります。

また、プランは一定の地域ごとに将来像を描くようになっていきますので、営農組織がある地域はその活動範囲を単位とした地域を設定し、営農組織や個別経営体を担い手としたプランをつくっていきたいと思います。一方、営農組織がない地域は、現役で農業に携わっている方を中心とした話し合いの場を設定した作成方法を検討してまいります。

また、新規就農関係以外にもプランの作成が前提になっている制度がありますので、できるだけ早く取り組みを進めていきたいと考えています。

次に、2点目の農業経営塾の設置を県に働きかけていただきたいという事項でございますが、福岡県では営農基礎力強化事業として新規就農者や女性農業者を対象とした研修会を行っています。南筑後地域普及センターにおいても、新規就農者に対する技術面や経営面の研修会が講座形式で行われていますので、今後も引き続き行っていただくよう要望したいと思っております。

経営塾の設置については、野田議員もよく御存じだと思いますが、県に働きかけはいたしますが、非常に困難をきわめるのではないかなと思っております。相当頑張らないと、なかなか県も「わかりました」というような返事はないと思っておりますので、今後、県とも十分そういった課題を話し合っ、このみやま市、特にこの地域が農業の地域であるということを力説し、せつかく農業普及所もあることとございますので、何とかこの地域が農業を中心として産業が活性化するような方策を今後全力を挙げてやっていきたいと、このように思っております。そしてまた、うちの農政部の組織強化も今後図っていききたいと思っております。

ちなみに、農業者が非常に高齢化している。ただ、私はいつも思いますが、セロリ部会が二十七、八人で組織をしていらっしゃるんですが、この部会にいつも行きますと、ほとんど若い人が多いわけです。これはなぜかといいますと、27人ぐらいで約750,000千円の農業生産

を上げていらっしゃる。こういったことで、そういった魅力ある農業には若い人たちが積極的に経営に参加し、今後を担っていかうという強い意思と申しますか、明るい未来と申しますか、そういった希望にあふれる農家の方たちもこの地域にはたくさんいらっしゃいます。もちろんセロリだけではなくて、ナスも、あるいはミカンも確かに一部の若い人は、やりたいと非常に燃えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方々をさらに多く広めるということも極めて重要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、この地域は農業の地域でございますので、全力を挙げまして農業が盛んになるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解と御協力のほどをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

野田議員の食料の確保や農家が安全・安心でおいしい農産物を生産努力していること等に関する児童期の学習の充実強化についての御質問にお答えいたします。

本市は国や県と比較して農業等の第1次産業の構成比が非常に高く、農水産業の振興を推進していくことは極めて重要であり、その観点からも、野田議員からの御指摘のとおり、児童期から食料の確保や農家が安全・安心でおいしい農産物を生産努力していること等について学習することは大切であると私も感じているところでございます。

現在、本市小学校では主に家庭科や生活科において、次のような学習を行っております。

まず、低学年では生活科「野菜を育てよう」などの学習において、農業に関する学習の基礎となる生産体験を行っております。次に、中学年では社会科「調べよう物をつくる仕事」において、みやま市の特色ある産業としての農業に焦点を当て、ナスや高菜などを生産する農家を訪ね、おいしい農産物づくりに関する生産者の思いや願い、土づくりや畑づくりなどおいしい農産物づくりに向けた工夫や努力について学んでおります。さらに、高学年におきましては、社会科「食料生産を支える人々」において、我が国の農業の盛んな地域によって国民の主食である米を初め、食生活に欠かすことのできない野菜や果物などが生産され、国民の食生活が支えられていること、食料の自給率や食の安全について調べること等を通して、我が国の農業が国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることも学んでおります。また、各学校独自の活動として、アイガモを使った減農薬による米づくりやサツマイモ

の栽培、収穫、道の駅での販売などの生産体験活動を通して、農業への理解と生産者の工夫や努力を体感する活動も展開しております。

今後も野菜や米などの農作物の生産体験を行ったり、地域の農家を訪ね、農家の生産の工夫や努力を間近に見たり、話を聞いたりする直接体験を重視しまして、地域に密着した学習の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）（登壇）

今先ほど市長、それから教育長のほうから御答弁いただきまして、農業に対する取り組みの姿勢、それから今後ともしっかりやっていくということでございます。随分安心しましたので、今後ともさらなる展開を期待いたしまして、この1 問目につきましては終わらせていただきます。

2 問目の問題につきましてお尋ねいたします。

農林漁業従事者に適応した、マッチした結婚サポートセンター設置の問題でございます。

農林漁業従事者が本当に深刻な事態を抱えておりますのは、未婚の問題でございます。そのことにつきまして、西原市長にお尋ねをいたします。

今日の未婚者の増加要因からも派生、関連いたしますが、少子化の社会問題が生じまして本当に久しいわけでございます。これまで国挙げて子供を安心して産める良好な環境の条件整備に力を注がれていますが、依然として厳しい状況から脱し切れておりません。その原因としましては、種々の課題が横たわっていますが、主に子育てへの経済的な不安、婚期の高齢化、そして未婚者の増加などが指摘されているところでございます。このため、少子の問題を解決するには、申すまでもなく、まずは結婚していただくことが重要ではないかと思えます。

このようなことから、結婚の推進策の一つとしまして、出会いの場となります結婚サポートセンターが官民挙げて設置されているところでございます。御承知のとおり、みやま市におきましても、平成20年度に八女・筑後結婚サポートセンター設置に共同加入され、実施されてまいりました。さらには、もっと身近に利用しやすいようにということで、柳川市と共同で柳川・みやま結婚サポートセンターを改めて設置され、平成23年4月から運営、推進さ

れているところでございます。

このように、みやま市におきましては大変力を入れ、結婚推進のために条件整備が図られております。これによりまして、私は随分農林漁業に従事される独身の方が結婚に結びつくものと大いに期待いたしております。そこで、早速先般ですが、柳川・みやま結婚サポートセンターの活動状況につきまして、現在どのような状況であるのかお尋ねいたしましたところ、平成24年1月末現在で申し出の登録者総数が208名でございます。そのうち、みやま市の方が男性32名、女性43名でございます。そして、見合いされた方が柳川、みやま両市合わせて43名で、めでたく結婚、ゴールインされた方が1組でございます。婚約が現在のところ2組であります。そして、交際中が5組とのことであります。特にここで心配なことは、その中で第1次産業の従事者の方で見合いされた方は、本当に残念ですが、全くなかったとのことであり、大変憂慮しているところでございます。

ところで、確かな数値が見当たりませんが、みやま市内には30代から40代の未婚者がおよそ2,300人か2,400人ぐらいはられるんじゃないかならうかということです。そうしますと、概略半数が男性といたしまして1,150人、そのうち第1次産業従事者を40%と見込みまして、大体四百数十名の方がられるのではなからうかと推察いたします。集落から考えてみましたら、ここにはあるかなと思っております。もしも今後とも好機に遭遇しないとすれば、農林漁業の担い手の育成どころではありません。この1次産業自体がやがて衰退してしまうと言っても過言ではないかと懸念いたす次第でございます。

申すまでもなく、第1次産業の農林漁業は市民の命を守る、そして市民生活の周辺環境を守る、本当にいろんな機能を持っております。大変不可欠な重要な役割を担っているところでございます。これら第1次産業を世代的につないでいくには、農林漁業生産者の礎となります若者のパートナーが整っている家庭基盤がどうしても必須の条件なのであります。ところが、現実的にそのパートナーに多くの方々が恵まれていないため、将来に対する不安と焦燥感に悩まされていて、農林水産業に一生懸命やろうと思っても真剣に取り組まれないという深刻な事態にあるということも聞き及んでおります。特に従前は、御承知のとおり、地域の長者の方々がよきパートナーを探して、おい、良縁づくりやんけんということで、よく良縁づくりを果たされていきました。近年の核家族化とか都市化などが進みまして、人間の関係の、人々の関係のきずなが弱まりましたが、本当にそういった関係からと思いますが、良縁づくりの困難性が顕著になっております。

これらのことから、若者全般を対象にした結婚サポートセンターが出現はしているものの——ここは重要なことだと思っております。一般サラリーマンの方たちと共通の支援ベースでは、その職種が持つ特有の有義性を備えている農林漁業の担い手の方からは、どうしても情報の提供が不足がちで、域外への発信と伝達不足が否めないと思います。一方、女性のほうから見ますと、男性からの熱意、温かい情報を受けられずに終始するおそれが予想されております。

ところで、最近における産業の急激な構造変化に伴った厳しいリストラや配置転換、所得格差などの企業経済状況を受けて、女性の労働観がいささか変化しているということを知っております。要するに女性のほうから見ましたらば、農林水産業は大変厳しいが、自然と共生され、少々収入が少なくてもどうも安心感があるようだとか、頑張りがいがあるよだとの気持ちが芽生えて、関心が高まっていることは事実であります。したがって、農林漁業が本来有しております人々の命を守る食料生産、農林漁業が有している多面的な機能等の本当の必要性、有義性をめぐって、農業人としての収穫の喜びなどを通して、みずからの心意気のメッセージも含め語り合うことがまた極めて不可欠だと思います。しかしながら、そう言っても、まだまだ女性の立場から見れば、どうしても未体験で、しかも、未知の分野でございます。であるため、種々の懸念は、ちゅうちょすることは相当あると思います。不安材料が多々生じてくるでしょう。その場合の解決策としましては、彼自身のみならず、彼自身だけでなく、JA女性部、漁協の女性部の方を初め、女性農業委員、ブランド産地の女性の方、農業普及センター等が一体的な連携で親切丁寧に相談に応じるようなバックアップ体制がどうしても不可欠ではなかろうかと。ましてや収穫時期の交流や子供たちを交えての農業体験を織りまぜたセッティングを行うなど、みんなの課題として支援していただくこともまた重要かと思っております。そしてまた、そうしていただきたいなと願うわけでございます。

また、女性登録者の応募に当たりますと、都市市民の若い方が農林漁業に対し関心が高まっているということでございますので、広く大都市に行き渡るような大々的な広報活動を展開すべきではなかろうかと思っております。まさにウェブを利用してやっていただきたいなと思っております。

この問題は、第1次産業の農林漁業の根幹を揺るがす喫緊の重要な課題でありますので、西原市長からJAみなみ筑後組合長、漁協の組合長さんと早速御協議いただき、農林漁業従事者にマッチした結婚サポートセンターの設置実現に御協議いただき、そして実現いただ

きますよう御英断を賜りますよう強く要請し、西原市長の御答弁を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

野田議員の農林漁業従事者の未婚者に対し、適応した結婚サポートセンターによる支援策についての御質問にお答えをいたしたいと思いますが、ここに答弁書を書いてきておりますが、大変詳しく野田議員お調べになって、御意見をちょうだいいたしたところでございます。重複する面もありますが、一応答弁を読ませていただきまして、それからまた私の考えを新たに申し上げたいと思います。

みやま市の結婚サポート事業につきましては、結婚を希望する市民に出会いの機会を提供し、晩婚化や少子化に歯どめをかけることを目的に、平成20年度より八女・筑後結婚サポートセンターに加入し、支援を行ってまいりました。そして、昨年の4月からはみやま市と同じ生活圏である柳川市の結婚サポートセンターに移行し、柳川・みやま結婚サポートセンターとして、柳川市と共同で運営をしているところでございます。

柳川・みやま結婚サポートセンターへの登録者の状況は、ただいま御説明がございましたように、平成24年1月末現在で男性132名、女性76名となっております。職業別に見ますと、男性会員の約7割がサラリーマンで、農業などの第1次産業の方は1割に満たないのが現状でございます。第1次産業の男性会員が少ない原因は、詳しく検証してはおりませんが、議員がおっしゃるように、現在行っているサポートの内容が職種に関係なく一律に行っていることもその一つであると考えております。

そこで、議員の御提案は、お見合い等による結婚のサポートとともに、農山漁村の地域社会の温かさや自然を相手にする仕事のすばらしさなど、第1次産業の魅力を伝えるといった支援も一体的に行うことが必要だということだと思っております。

第1次産業、特に農業はみやま市の基幹産業であります。農業者の結婚問題につきましては、非常に重要な課題であると認識しております。県内でも同様の問題を抱える自治体は多数ございます。そこで、農林漁業従事者の結婚サポートにつきましては、今後、御提案の内容をもとに、広域での連携も視野に入れながら、JAや漁協とも調整し、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

実はこの件につきましては、私も1年半ぐらい前から、どうも農業者や水産業の方たちが非常に少ないということに感づきまして、何とか第1次産業の皆さんに加入していただくようにということで、この結婚サポートセンターの所長さんを通じまして、JAや、それから漁業組合、そしてまた県の農政部のほうにも働きかけてきたわけですが、各漁協、あるいは農協、そして県もその重要さは十分認識をしていらっしゃるようでございますが、なかなか思い切った予算がつけられないということで、今、停滞をいたしているところでございます。この場合は福岡県全域で取り組むべき問題と私は思いますが、とりあえずみやま、柳川、大牟田、八女、筑後、ここら辺を中心に、もう一度農業者、第1次産業の結婚サポートセンターを思い切って作り上げて、そしてそれを広域的にもっともっと久留米とか広げていって、本当に全県下にそういったサポートセンターをつくって、第1次産業の皆さんが喜んでそういったところに加盟をしていただいて、そして男女が結婚するようなシステムをつくっていくべきだと私は考えているわけでございます。できればみやま市がその発火点になって、思い切ってやろうかなという気もしているんですが、そのときは議会の皆さんの御理解をぜひいただきまして、予算をひとつつけたいと思いますので、御議決いただきますようお願いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

結婚サポートセンターの問題認識につきましては共有でございまして、ありがたいなと思っておりますが、ひとつ思い切ってやろうかなということをおっしゃいましたものですから、ぜひ本当に一歩踏み出してもらって、やってもらいたいなというやつが要望でございます。

そして、女性の方は、結婚サポートセンターも近いところよりも遠いところに相談に行こうという女性の方の感覚があるようでございます。したがって、女性のほうの登録者はなるべく全国広げて、広いところから応募を、また登録されるように仕掛けたほうが効果的かなと思っております。その辺も踏まえて、どうぞ実現方よろしく願い申し上げまして、終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて、続けて一般質問を行います。

1 番田中信之君、一般質問を行ってください。

○1番（田中信之君）（登壇）

皆さんこんにちは。睡魔に襲われないように一生懸命質問したいと思います。

これで3回目になります。一般質問がですね。そして、みやま市も例えばインターネット中継とか、だんだんと開かれた行政になってきているということをまず報告して、そういった施策を推進されておられる市長を初め、議会の皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。

情報公開法の改正がありまして、今度上がって、詳しいことはまだよく見ていませんけれども、今度は何人も情報公開できると。前は住民だけとか制限があって、福岡県で制限しているところは2つの市しかなかったんですが、これが取っ払われると。何人も情報公開できるということにどうもなりそうです。それから、コピー代の1部20円が10円になると。これも県下では20円のところは非常に少なかったというようなことで、非常にいい傾向じゃないかというふうに思います。

それから、私が選挙公約にしておりました選挙公報も、もう既に先月の選管の議会で可決されましたので、今度、だれがどういうことを言っているかですね、公報ですから。公報には責任があるからね、うそを書いたらやられるから、だれがどういう政策かも見れるように今度になりました。これはまた、議会の皆さんにも感謝申し上げたいというふうに思います。

それから、きょうのメインは教育委員会のことですね。橋下さんという市長さんがおられて、今、非常に脚光を浴びていますが、その人の発言ではなくそ教育委員会とか、教育委員会のくそやろうとか、そういった言葉があった。それから、ぼったくりバーとか、この前も言いましたけど、非常に言葉遣いは荒いけど、核心をついているというようなことだと思います。

やはり全体的なことを言いますと、教育委員会の改正とか、それから公務員制度とか、それから大都市の問題、地方分権、ここら辺はみんな民主党さんに僕も非常に期待しておったんだけど、やり切らんと。ところが、もともとの法律をつくって、がんじがらめにしておる

のは自民党じゃないかと。そういうことで、自民党も民主党もいかなんというところで、また橋下さんが脚光を浴びているんじゃないかというふうに私は思っております。

それから、続きまして小学校の問題について質問いたします。

昨年の9月議会においては、住民説明会などを開催する前にヨコクラ病院への2億円の補助金を支出する議案が僕から言わせれば突然提案されて、8対10で可決された。そしたら、今回も住民への説明会が十分なされないまま、4小学校を統合して、それを山川中学校のグラウンドに建てるというようなことが行われています。今議会で提案されていますので、決まるかもしれません。

それで、そこら辺について具体的な質問をざっとしますけれども、まず第1番目、具体的事項としては、西原市長がビラをまかれた。これは梶山議員に手渡されたりしたものですけど、山川町の上町とか、私の地元の赤坂とか、それから下町もかな、「お知らせ」という文章について、なぜだれが書いたのか明示されていない。だれも書いてない、だれが出したのか。それをなぜ明示されていないのかということが質問ね。

それから、その中に東部小の改築費が4億円あるということ、その根拠と明細を示してくださいということです。

それから、具体的事項の2として、小学校の校舎の建設位置図が示されたのが、私たちが総務文教委員会、2月16日です。その総務文教委員会の中で示された。この図についての説明が全然ほかの議員にもあっていなかった。私もこの質問を書いていたんですけども、きのうおとといの予算審査特別委員会ですか、その中で図面が配られました。若干——若干と言ったら失礼だけど、ほかの議員さんにも説明をされた。そして、その図面は僕らは持っていないけれども、特別委員長の河野さんが回収しようとしたから、それはおかしいんじゃないかということで、回収はされなかったけど……。

だから、僕は立場としては皆さんにそれぞれ図面なんか、一番大事な問題だから配るべきだと、全住民にというような感覚でいますけど、そこがやっぱり執行部と議会の、委員長だったですけども、感覚が違うなというふうな印象を持っております。

それから、とにかく説明がなされていないというような感覚であります。

それから、小学校の建設というのは、単なる箱物、例えば、消防署の建設とか、道の駅とか、住宅とか、そことは違うと。将来を背負う大事な子供たちの健全育成とか、安心・安全に係る重大な問題であると。しかも、50年ぐらい続くわけですよ。特に今回は小中一貫とか、

運動場を共有するとか、そういうたくさん検討するべきことがあるのに、なぜ住民に説明責任を果たさないのかというのが1点でございます。

それから、先ほど皆さんも聞かれたと思いますが、瀬口議員もいろいろ中学校の問題があって、推薦が取り消されるとかいう問題を指摘されました。やはり生活の乱れがあるとか、問題行動が多過ぎる。それから、育てにくいなあ。それから、反抗期であると。当然思春期も含まれていると思いますけど、そういったことが瀬口議員の先回の質問で指摘されているということで、私はそういった小学生と中学生が一緒のグラウンドで過ごす。9歳も年が離れている。しかも、思春期もあるというような問題で果たしていいのかどうか、非常に疑問に感じております。

こういう私は小学校6年生の1学期まで北部小学校ということで一緒にいました。いろいろ経験もあります。だから反対です。それから、例えばピラを配っていますけど、食いしん坊の方はラグビーボールが目当たって血が流れて、それで保健委員の女子の6年生が連れていってくれたとか、それからもう1人、目野さんという方の実体験も皆さん方にお知らせしております。

まず第1問は以上です。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

田中議員の御質問にお答えをいたします。

最初の質問は私のほうから答弁し、それに引き続き教育長より答弁いたします。

私がまず梶山議員に手渡ししたり、山川町上町区や赤坂区などに配付したお知らせの文書にだれが書いたか明示しなかったのはなぜかという御質問でございますが、私はこれを配付したのではございません。持って行って、対面をして、一々全部説明を、これは私の考えですということで説明を10名の方にやりました。10名の方は、このお知らせは小中一貫について、私が体験された方から非常によかったという話を聞き、私の考えをまとめたもので、すべて相手と対面して手渡ししました。梶山議員にも、私はこのように思いますと言って手渡ししましたので、だれが書いたかは明らかであり、私の名前を書く必要はないと思います。

ただ、10名のうち2名はいらっしゃらなかったから、家族の方に、これが私の考えでございますので、どうぞ読んでおいて、もし御批判があればお電話をいただきますようお願い

しますと。これは説明文をお渡ししたものです。一般的にあなたみたいにあちこちビラをまいたわけではございません。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

田中議員の統合新小学校を山川中学校のグラウンドに建設する予算等についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の山川東部小学校の改築費の根拠と明細についてお答えいたします。

まず、統合後の児童数増加に対応するための増改築にかかる費用が約130,000千円でございます。内訳は、教室5室、トイレ、廊下を含め、約480平方メートルの増築工事及び浄化槽の改修費でございます。浄化槽は、現在の2倍の処理能力が必要となっております。

次に、経年劣化による改修費等でございます。

山川東部小学校の校舎につきましては、建築後31年、体育館につきましては39年、プールにつきましては49年が経過しております。校舎の雨漏りに対応するための防水工事、壁、ひさしなどのモルタル落下防止塗装等で約60,000千円、プールの全面改築及び体育館の部分改修工事で約170,000千円でございます。そのほか、校舎の床板の張りかえ、窓枠改修、壁の塗りかえ等の内装改修や備品改修、通路の舗装や防護さく等の改修などで約40,000千円が必要と試算しております。

なお、この試算額につきましては、教育委員会施設係におきまして、過去の類似工事の実施額や単価等をもとに算出した概算の額でございます。

次に、2点目の校舎の建設位置図の説明についてでございます。

御承知のとおり、校舎の位置につきましては、昨年4月から約3カ月にわたって開催してまいりました再編計画（案）のPTA説明会並びに校区ごとの説明会におきまして、山川中学校に併設、具体的には中学校敷地内を前提として御説明を申し上げてきたところでございます。

その中で、小・中学生の生活スタイルの違いや中学生の受験、あるいは小学生の体育館への移動に際しての負担軽減を図るなど、さまざまな点に配慮した校舎の配置を強く要望されてまいりました。

校舎の建設位置につきましては、できるだけ早く皆様にお示しをしたいと考えておりまし

たが、御承知のとおり、再編計画の策定及び旧町ごとの説明会を終えた12月議会におきまして、設計監理委託料を含む一般会計補正予算を議決いただきましたので、年明け直後に設計業者を決定し、基本設計に取りかかったところでございます。

この間、関係校区の区長さんで組織されております4校区合同委員会や議会総務文教常任委員会、4校PTA役員さんへの説明会を開催し、教育委員会における決定事項や検討の進捗状況について御報告をさせていただいたところでございます。

校舎は山川中学校グラウンドの西端に逆L字型で予定しておりますが、現時点では基本設計を煮詰めているところでございまして、進捗状況を見ながら適宜説明会を開催したいと考えております。

次に、3点目の住民への説明責任についてでございます。

先ほど申し上げましたように、昨年4月から約3カ月にわたって再編計画（案）のPTA説明会並びに校区ごとの説明会を開催してまいりましたが、田中議員御指摘の小中一貫教育、運動場の共有につきましては、当初から説明をいたしておるところでございます。

すなわち山川中学校の敷地内に統合校を新設すること並びに小中一貫教育を目指すことについては、各会場において関連の御質問をいただいておりますとともに、それぞれのお尋ねに対してお答えもしております。

各PTA及び校区説明会が一巡した7月末の時点におきましては、この重要な2点に対する反対意見はございませんでした。このようなことから、再編計画（案）につきましては、おおむね御理解をいただいたものと判断いたしまして、再編計画（案）をほぼ踏襲した内容で計画を策定したところでございます。

この計画につきましては、市内3カ所で説明会を開催いたしましたが、関係の4校区に対しましては別途説明を申し上げるべきだったと反省をいたしております。今後も計画内容に御理解をいただくように努めてまいります。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

今、教育長からの答弁がありましたけれども、かねがね御理解をいただいたと判断しておりますというような御答弁がありましたんですけれども、私の感覚とは随分違うと。例えば、私、これはいかんかと思っただけ署名活動を始めたわけですね、函面をもらってから。そして、

山川、例えば九折を配りよったら、たまたま前の町長と会うたわけですよ。何しよるかんもと。いや、こげんして配りよりますと。図面も僕がかいたのを見せてですね。そしたら、その場でこれはいかんのものということで署名をいただきましたね。ちょうどミカンを持っただから、ミカンももらったけど。それから、そういった意味では前の町長も家族の方からもらいましたし、私も町長の一人とするなら、歴代3代の町長が署名していると。

それから、きのうもおとといも言いましたんですけど、西原親市長の奥さんのところは山川でございませぬ。そういった意味で、親戚が結構、私が知っている範囲では8軒ぐらいあるんじゃないかと思えますね。まず、植木屋が4軒ぐらいあると。それから、役場もおると。議員のところもおると。全部もらったんですよ。それで、行ったら、やっぱり一人一人の方は、取りに行きらんと、配るとは配つとるばってん、私が行ったら上がらんねということで上がったら、やっぱりそこは孫がおりますからね、親さんよりも孫が大事ばんと、こういうことでちゃんと用意してありました。

そういった状況で、今、続々と署名が集まっています。ということは、納得していないから署名が集まるわけですよ。だから、随分ずれがある。ですから、山川の私の上町区というのは、ほぼ100%もらったね。ひとり暮らしと入院されておるところは別にしてですね。きのうは九折の人がたくさん持ってきてくれた。そいけん、一応それぞれで皆さんがこれはいかんと、中学校の中に小学校を建てることはいかんとということで、一生懸命になって署名集めをしてもらっておるわけですよ。私がそんなに動いているわけではないけれども、かなり数が集まっているというようなこととございませぬ。

それから、ひとり保護者の方の御意見がありますけど、説明したと言っているけど。だから、これは非常に説明の仕方が横柄というか、教育委員会、非常に問題ですよ。私がよいと思ったから進めますとか、パンフレットに小中一貫のいいところを書いてあるので読んでくださいとか、視察に行ってきましたが、どの学校もデメリットなど言われませんでしたとか、それは主観を言っているだけだと。だから、感想を言っておるわけやろう。だから、データなんか、ほとんどないと。同規模、同環境の学校のデータや過去に積み重ねられた多くのデータをもとに説明されるならまだしも、全国的にも数少ないこの制度をなぜ今この時期に山川町に持ってくる必要があるんですかと、そこを明確に答えていけないのであれば、この小中一貫制度は保護者としては受け入れられません。現に、きょうの説明会でも明確な答えがなかったことが既に小中一貫制度に対する教育委員会の理念など全くないということだ

というふうに理解しますと、こういうふうを書いてある。

ですから、説明会でも不安は何でもおっしゃってくださいと、全力で解決するように努力しますと、解決に向けて努力しますとか連呼されただけでしたと。何の不安の解消にもなりませんでしたと。いかに問題点について深く検討されていなかったかが露呈されただけでしたと。ますます小中一貫制度に不安が募りました。これこそ、もっと長い時間をかけ、保護者も一緒に検討していく問題だと思います。ぜひ計画の再検討をお願いしますと、これは一保護者ですよ。

私も教育委員会の態度、くそ教育委員会という橋下の発言をちょっと感じるころがありますので、次はこの件についてお伺いします。

堀部長、質問します。あなたは、例えば、今度の問題について、議会には報告だけすればよかばんもというようなことを発言したと思いますけど、どうですか。

○議長（壇 康夫君）

堀教育部長。

○教育部長兼教育部総務課長（堀 勝敏君）

私の記憶にはございません、そういう発言をしたのは。いつどこで私も発言したんでしょうか、ちょっとお教えいただければ助かります。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

これは平成22年度第12回みやま市教育委員会の定例会議でございます。平成23年3月14日だから、約1年前ですね。このときの教育長は高野道生さん、それから、委員長が末次光子さん、釘嶋、早川、徳永さんとそれぞれいます。それで、9時半に始まりまして、学校のことを書いてありますね。別紙の資料説明があって、予算がこのとき出てるね。教職員が減少になる面がちょっと話されている。

まず釘嶋委員、予算もこの計画書案に盛り込む必要があります。教育部長、新設校で12億円程度と見込んでおり、そのほかは1億円程度と考えております。財政的にも問題はないということで打ち合わせ済みです。また、議会は同意の必要はなく、報告ということになります。これは教育長、毎年みやま市の人口が500人程度減少ということは、1割が小・中学生と単純に考えてみると5年間で250名減っていくことになるとか、いろいろ。財政的に厳し

い中での何とか、いろいろ書いてある。あなたは、また、議会は同意の必要はなく、報告ということになりますと言っておる。その前に12億円程度かかると。そのほか1億円程度かかります。財政的に問題はないということで打ち合わせ済み。だから、議会には同意の必要はなく、報告ということなんです。このことについてどうですか。これは議회를冒瀆するあれですばい。

だから、これは議会の皆さんにも配付したいと思うんですが、どうですか。これは議会をないがしろにする問題ですよ。

○議長（壇 康夫君）

ちょっとお待ちください。堀教育部長、答弁をお願いします。

○教育部長兼教育部総務課長（堀 勝敏君）

思い出しました。その件につきましては、学校再編計画は教育委員会の権限で定める事項でございます。だから、議会については、教育委員会で定めた方針を報告するという趣旨であると思います。

ただ、そこには書いてないかもしれませんが、予算等については議会の議決をいただきたい。それから、予算は教育委員会には提案権がございません。市長部局が提案します。そのような趣旨でありますので、何ら議회를冒瀆するとか、軽視するとかいう部分じゃございません。手続上、教育委員会の方針は教育委員会で決定させていただきますということだけでございます。誤解ないようによろしくをお願いします。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

だから、そういうことへ理屈だろうということで当然言ったわけですよ。前もって言うのですな。しかし、この文章の前後をよく見ると、新設校に12億円、これは予算、お金のことを言っておるわけよ。12億円程度と見込んでおるでしょうが。そのほか1億円程度と考えておりますと。財政的にも問題ないと、これは市長部局と8億円の積立金があるから問題ないということをお聞かされたと思いますけどね。この文からいけば、また、議会は同意の必要はなく、報告ということだと。これはだれが見ても、議会はせんで報告しとりゃよかというようなことで、議会を無視しておるといふか、非常に横暴といふか、議会制民主主義を否定するような感じに受け取れますよ。

それは、今問題になっている阿久根とか、それは橋下さんが言っておるけど、あなた、それ以上のことを言うとおととですばい。しかも、教育部長よ。そして、この発言をされたときの高野さんは、その後、注意か何かされましたか。この発言を知ってから、上司として、高野教育長。

○議長（壇 康夫君）

ちょっとお待ちください。堀教育部長。

○教育部長兼教育部総務課長（堀 勝敏君）

再度お答えしますけれども、学校再編、学校のいろんな運営に関することは教育委員会の決定事項でございますという部分を申し上げたわけでございますので、そこら辺は誤解ないようによろしく願います。何回も申しますように、予算は市長のほうで提案をいたします。そして、議会で議決していただきますので、どうぞ誤解ないように、前後のほうもお読みいただければ読み取れるんじゃないかとちょっと私は思いますけれども、以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

お答えいたします。

ただいま御指摘の件は部長が申し上げたとおりでございまして、当初の4校の統合については、大体どれくらいぐらいの経費がかかりますかということでございましたので、12億円プラスの10,000千円ぐらい必要でございますと。この件については、市長部局のほうにこうして統合することによってこれくらいの経費が必要でございますけれども、財政的にはいかがでしょうかということでございましたんですが、私が問い合わせをしたところでございます。その結果、教育基金もございまして、問題はないということでございました。そこで、そういう教育委員さんの御質問に対してお答えをしたというところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

このことは、一応指摘だけしておきます。そうすると、やはり今議会に提案されていると

ということが非常に問題であるというのは、今、小中連携と教育委員会の報酬、外部委託、外部の委員さん分で45千円ね、これは私も先ほどの議会で賛成しましたけれども、この委員会を開いていらっしゃるかいらっしゃらないか知らんが、外部委員は決まったと思うんだけど、この小中連携と一貫教育を含めて勉強するわけでしょう。それがよかったか悪かったか、わからんわけでしょうが。いい方向に持っていきたいという気持ちはわかりますよ。その結論も出ない間にもう建設予算でしょうが。これは手順が非常におかしいということです。

ですから、何というかな、住民の合意というか、要するにやり方がですな、建物もまず建てにゃいかんという感じやろう。小中一貫教育が悪いという結論が出たらどげんしますか。

教育長はもう答弁せんでいいけど、全国的に成功例がありませんとか、9歳も年も違う子供を一緒にするのは非常に困難な面がありますとか、青年期とそれ以外、青年期といえば思春期でしょう。そして、県の考え方もそういうふうにネックになっておりますとか、議事録で発言されておるわけですよ。だれも答弁要らんですばい。

だから、そういったことがある。それでまた、連携とかも勉強しゅうということで、みんな先月の議会で45千円を全員一致で賛成した。その結論も出ていない間に箱物でしょう。まずつくれと。そして、今度は間に合わんけんとか言うわけやろう。ちょっとやり方が非常に問題であるということを指摘して、とにかく今、署名が続々来ていますので、陳情にもきょう来られたというふうに来ていますので、とにかく私が知る限り、東部小学校は絶対反対という意見が多いということを指摘しまして、第1問目を終わります。

次、第2問目。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）それじゃ、第2問に入ってください。

○1番（田中信之君）（登壇）

第2問目は、ヨコクラ病院へみやま高田支所を売却する件についてです。

それから、ヨコクラ病院への2億円の補助はもう決定されましたもんね。これは住民への説明が非常に少なかったというふうに私は感じております。

それで、解体費とか土地代について若干質問したいというふうに思います。

高田支所の解体は170,000千円かな、これはヨコクラ病院がするというふう聞いております。通常は、行政財産というのは市が解体して売り渡すのが通常でございます。こういった変則的な形をとっているのはなぜかというのと、170,000千円というのは高かばんという

声が物すごく聞こえてくる。半分でできるばんと。ここら辺も、だから、実際はちゃんとした見積もりをとらんといかんけれども、とにかく高いのが印象的にあるということがあります。

それから、今度、高田支所を建設する案もありますけれども、先月も私が質問しましたけれども、柳川あたりは自動交付機を採用していると。それから、大牟田もセブン-イレブンと。ほかにも、福岡市もセブン-イレブンとか、自動交付機を入れていると。そして、自動交付機を入れたら、柳川市の場合でも8時までは普通よかろう。それから、土曜、日曜も9時から5時までですか——でやっている。そして、これはコストはほとんどゼロですもんね。守衛の方がやったり、それから、セブン-イレブンであつたら販売の方、時給七、八百円だと思いますけど、その方が片手間にやっているという状況ですよ。

そして、今度は市の職員様だと、年収8,000千円か9,000千円になると思うんですけど、その方が恭しくやっていると、同じことをやっていると。こういうのはやっぱり現代において、とても信じられないくらい甘い。ですから、そういうコスト削減をして、できるだけ職員の数を減らして、民間でできることは民間にということで進めていかんと、財政はこれから交付金はどんどん減ってくるし、立ち行かなくなるというふうに思っています。

あとは情報公開とかと公文書の関係についても若干お伺いしています。具体的には帰ってから説明をします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

田中議員のヨコクラ病院に関する御質問につき、具体的な質問事項に入る前にヨコクラ病院と市との関係及び今後の方向等につきましてお答えをいたします。

既に御存じのとおり、高齢化社会の波は想像を超えるスピードで押し寄せ、みやま市の最近の国勢調査において高齢化率は30.5%と極めて高く、また、後期高齢者の割合は16.9%で、県内の市の中では最高位に位置いたしています。

このような状況の中で、長寿社会のインフラとしての医療施設の整備を図っていくことは本市の重要課題の一つであると受けとめております。公立病院や公的病院が存在しない本市にとって、民間病院と行政が力を合わせて地域医療を守っていくことは大変重要だと考えております。

また近年、消防の救急出動件数は増加の一途であります。市内唯一の救急病院として救急患者を受け入れていただくヨコクラ病院の存在は大変貴重な医療資源でございます。救急医療ニーズの高さを反映して、ヨコクラ病院の病床も高い稼働率で推移いたしております。

市民の皆さんが将来にわたって良質な医療を享受できるような環境づくりを進め、安心して長生きができ、長生きしてよかったと思える社会にするために、今後とも医療機関との協力関係を強化してまいりたいと考えているところでございます。

まず、ヨコクラ病院へ高田支所を売却する案件、解体費用、土地代金についてお答えをいたします。

最初に、高田支所譲渡価格は総額330,000千円程度と予定いたしております。詳細については、9月議会及び全員協議会で説明をいたしてはりましたが、用地費については面積が確定しておりませんので、確定した後に報告したいと考えております。

なお、高田支所用地単価につきましては、1平方メートル当たり14千円、坪当たり46,200円で決定をいたしております。また、解体費用についても同様に説明資料の中で、建物解体、工作物解体、合わせまして積算上の経費が177,000千円程度と報告していたと思います。ただし、解体工事についてはヨコクラ病院で行うようになっておりますので、最終的価格把握については市で確認していませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

実は177,000千円、私も少し高いのではないかと考えていますが、アスベストが入っているそうです。それがかなり高くつくということでございました。

ちなみに330,000千円で売るんですけど、これは2億円引きますと、ちょうど130,000千円残るわけです。ところが、数年後にもし高田支所を売却するとなりますと、新聞でも御案内のとおり、土地の価格が毎年14.5%、みやま市では下がっている。柳川市においては24%下がっている。そうすれば、四、五年先に万が一売るとしますと、20%ぐらい減になりますと、現在330,000千円が売却した場合は173,000千円の売却になります。20%減ということで、同じ面積で。そうした場合、今度は市が——今あなたがおっしゃったように市で庁舎解体をすれば177,000千円、これは積算しているから今のところこれでいきますけど、幾らか安くなるかもしれませんが、177,000千円要ると。

それから、庁舎残存価格91,000千円、これも数年後もし買う人がおったら、これをわざわざ91,000千円出して買う人はいないと思うんです。やっぱりこれも解体しなければいけないのではないかと思います。そうすれば、合わせれば91,000千円もらい損ないますので、

260,000千円かかります。そして、立竹木代も今度、ヨコクラ病院から6,500千円いただくようにいたしますが、これもいただけないと。それから、庁舎移転費もヨコクラ病院から6,000千円ほどいただきますが、これもいただけないと。測量費も5,000千円かかりますから、これも市でやらなければいけない。そうすると、市の負担というのは、庁舎の残存価格は除いても、庁舎を売却するために負担しなければいけないお金は194,000千円になるわけです。そうした場合、土地の売却は173,000千円でございますので、土地がなくなった上に市の費用が21,280千円かかってやらんごととなると。

そういったことで、今度のヨコクラ病院への売却は市にとっても大きなメリットであり、医療につきましても非常に大きなメリットだと、私はそのように考えております。やっぱり行政はこちらで解体したり、こちらで更地にしないと、だれも自分で解体して買う人というのは、恐らく、きょうはいっぱい見えておられますけど、傍聴者の中にも買うときに解体費も自分で持つ、庁舎価格も自分で持つという人はどなたもいらっしゃらないと思います。この間、商工会で100人ぐらいの方たちがいらっしゃいましたので、そういうふうな説明をいたしましたところ、だれもそういうことはしませんよと、やっぱり更地で、しかも現有価格で買いますよと。そうなった場合は170,000千円ぐらいのお金をもらって、2億何千万円かのお金が売るために要るわけです。そうしたら、土地はなくなる、30,000千円ぐらいまた市が出さなきゃいかんと。これは今売ったほうがいいんじゃないかと、このように思っているところでございます。

続きまして、2点目の住民票などの自動交付機を設置し、職員数を減らす計画についての御質問につきお答えをいたします。

昨年12月議会におきまして、自動交付機を導入しない理由をという御質問がございました。その中での答弁と重複いたしますが、設置に係る初期投資額や維持経費に多大の財政負担を伴うこと、また、本市は高齢者が多く、利用者に対するオペレーター等が必要になることなど自動交付機設置による費用対効果を十分考慮しなければなりません。当然のことながら、住民サービスの向上を図るため、自動交付機を初め、さまざまな手段を検討していく必要があると考えており、近隣自治体の導入状況や効果を見きわめてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

市長、3問目はよろしいですか。（「それはしとらん、しとらん」と呼ぶ者あり）1 番田

中信之君。

○1番（田中信之君）

市長の考え方は、市でしないでヨコクラさんが解体するということが、いろいろわかりますよ。でも、私もとにかく情報公開制度を使って、例えば、解体の金額、図面とか、一応見せてもらいました。それはやっぱりちゃんとしてあると。それで、久留米のコンサル会社が出しておる金額があると。

若干不思議に——不思議というか、立木移転料があそこの会社は13,000千円となっているのが6,500千円、これは向こうからもらうほうだからね。逆に向こうからもらわにゃけん、少なく書いてあるのかなというふうに若干思いました。そいけん、あとは大体同じようになっている、感じがですね。

解体費が非常に高いということは皆さんがおっしゃると。ですから、私としては、1社だけじゃなくて2社ぐらいせにゃいかんと。これは大事な問題だから。そして、皆さんにオープンにして、ばってん、それはそのくらいじゃろのうというぐらいにしないとみんな疑われるわけですよ。ですから、そこはぜひお願いしたい。何だったら、私が不動産鑑定に頼んで、私が出したのとどのくらい違うか、今後のことですけど、してもいいですよ。そういうことだけ申し上げます。

それから、ヨコクラ病院のことを前回質問したときに、朝日新聞が書いていましたもんね。県の言い分と市長の言い分が違うということで、要するに補助金の辞退をしていないというようなことがありましたね。そして、議決の前の日にヨコクラ病院さんは県に行って辞退届をされたと。そして、辞退されたというふうに聞いておりますけど、そいけん、多分書類は確認をとっておられるかどうか知らんけど、まあいいですよ。多分書類でとっていないだろうと。私は疑い深いから県に行って、本当におまえ、ヨコクラ病院は辞退さすかということで情報公開をしました。そしたら、ちゃんと書類をもらいまして、確かに辞退届をされております。ですから、これが14日に医療施設耐震化臨時特別交付金の辞退届が出されております。ヨコクラ病院が県に。そして、同15日に耐震化医療指定機関の指定取り消しについてという文書があります。

それで、私もいろいろと何というか、かかわったもんだから、ついでにちょっと調べてみたんですよ。そしたら、市長は住民説明会のときに、皆様こんばんはと。本日はお忙しいところ、夜分にヨコクラ病院並びに高田庁舎土地問題の説明会に御出席いただきまして、まこ

とにありがとうございます。早速でございますが、本件について御説明申し上げます。

ここが問題、事の始まりは、平成21年10月20日、書面にてヨコクラ病院より当医院の建物が耐震構造となっていないために早急に耐震構造に補強するように国、県からの指導があったことを受けて、新病院を建築することになったと。慢性的な駐車場不足とか、高度な医療機械の導入とか、それから、入院患者の快適な環境づくりを目指したために現在地の病院建設は困難であり、高田庁舎とヨコクラ病院を新病院にできないかということで相談を受けました。

市長が最初に10月20日の書面、これも私の情報公開でいただきまして、そいけん3通出ておった。ちょうど真ん中の5月7日のとが議員さんが持たなかったと、ちょっと思い出しますと、こういうことがあったということを知っています。

ヨコクラ病院からの公文書はゼロと。公文書はありませんということで僕は聞きましたからね。ヨコクラ病院から市あての文書はないと。2億円やるとかいうのはなかったでしょう。公文書はないというふうに情報公開を受けていますよ。

それで、それは置いておって、今度は県のほうに、じゃあ、補助金はいつ申請したかと聞いたら、これは耐震化整備事業概要調書というのがありますよ。これが7月15日です。恐らく3カ月以上前にヨコクラ病院は県のほうに申請を出しておるです。このときは総事業費が40億円、工期が1年半とかね。このときは20床を減らすと。それから、いろいろ書いてあります。手術室とか、放射線棟とか、いろいろ書いてあるけど、要するに申請したのは4月15日でございます。そして、ここに図面がある。赤で塗ってある。これは、高田支所の西側の駐車場のところに移転すると書いてある。ですから、この当時は多分、全体を移転するんじゃないくて、一部分の移転だったろうというふうに思います。

それで、今度はこの許可が出たのが、最初が367,722千円ですよ。これが平成21年の10月27日、それから、市長がみやま市の高田支所の活用検討委員会というのをされたのが翌22年の1月21日、検討委員会をすることは補助金が決まっておるわけ。

だから、ヨコクラ病院さんがうそを言っているのか、市長がうそを言っているのかね。初めて聞いたというんだから、どっちかがうそを言っている。そこら辺は本当に西原市長は知らなかったのか。本当に10月の最初の書面のときに知られたのかどうかをちょっとお聞きします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ちょっと詳しいことはわからないんですけど、ヨコクラ病院から補助を受けたら20床、病床を削減しなさいということがあったので、そういったことを返上したいという申し出がありました。そして、何とか市で援助してくれないかという御要請がありましたので、大体4億何千万円かもらうようになっていたそうです。360,000千円とおっしゃったけど、私は450,000千円ぐらいと。（発言する者あり）そうでしょう、450,000千円ぐらい。だから、その半分を20床、とにかく確保すると。調べましたら、いつも言っていますように大牟田は非常に高いベッド数がある。それから、柳川もそう。みやま市は1,000人に対して6ベッドぐらいしかない。大牟田は二十数、柳川は14、みやまは6と。それで、ヨコクラ病院は非常に大切な病院だから、国の半分ぐらいを何とか整備するようにしましょうということいろいろ皆さんと検討しまして、執行部と十分検討しまして、そして、議会に2億円をこういうふうにしたいということで提案をしたから、別に誤った手続はしていないと、このように思っております。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

ベッド数を減らすということは、ヨコクラ院長が県の医師会長、それから麻生渡さんと策定して適正なベッド数ということで出しておられますね。それから見ると、みやま市はもちろん1個ですが、有明医療圏全体としてみれば、答申というのは1,640ぐらいですか、病床数として。だけん、ヨコクラ病院の8つ分ぐらい多いわけですね。そういった中で、市長の政策ですから、それは私は議決したから2億円については同意しますよ。しかし、こういった何というかな、みやま市の対外的な文書が非常に少ないと。普通は2億円やるというなら、それなりの文書もあると思うんだけど、それもなかったわけでしょう。

それから、これはあんた、ヨコクラさんが出すけんね、勝手にここがあいておるけんというて、我が県に申請しますか。だから、何らかの了解を市にとっていないかと僕は思うんですけどね。とらんなら、人の土地にようら図面かいて、県に——県よ、出しておる。こういうことを出すとするなら、ヨコクラ病院はちょっと問題ですね。市長が言わんのに、我が勝手に県に出しておる。これは公式な文書ですよ。

しかも、これをもとに360,000千円最初に出ておる。それから、辞退したところがあったから、追加が平成22年の12月28日に446,000千円、これがまた追加になっておる。それは辞退されたところがあったそうです。だから、辞退したらそれを全部国に返すかと思ったら、県でそれを分けるそうです。これもおかしいと思うけど。そういうふうに県は言いましたよ。だから、ふえたんだと。だから、今度ヨコクラ病院が辞退されたから、それは聞いていませんよ。だから、それはまたよそに割り振っとるんじゃないかと、国に返さんね、じゃないかというふうに思いますけど。

要はここですよ。だから、あなたは、市長はヨコクラから本当に聞いていなかったのか、申請するときに。駐車場を、市の駐車場を使いたいということで市長に相談がなかったんですか。なかったらなかったと言ってくださいよ。あったらあったで、そう言ってくださいよ。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

県に申請されるときにそういった私に対しての要望はなかったんですけど、一応これは将来みやま市から売却していただくということで、申請書にはそういった場所をきちっと示しておらなければ申請を受け付けませんもんですから、恐らく将来、そういった可能性が非常にあるということで申請をされたものだと思います。私に今から申請しますよと、こういうところで申請しますよという何ですか、問い合わせはございませんでした。

恐らく将来、ここにやりますからということで申請をされたんだと思います。それはもう仕方がないんじゃないですかね。ここは別に……（発言する者あり）

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

そしたら、今の市長の発言をきちっと確認しますと、ヨコクラ病院から県に申請する際に市長への相談はなかったということでございますね。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、ヨコクラ病院さんは勝手に他人の土地に申請しておるということでございますね。ですから、本当にヨコクラさんが自分勝手に申請したと。しかも、お金を3億円もらうお金よ。そういうことであれば、またそれはヨコクラさんに議会として相談したがいいと思

うんです。そこら辺は、僕は手続的なものは詳しくありませんのでね、これはやっぱり確かめる必要があるんじゃないかというふうに思います。（「それはいつですか」と呼ぶ者あり）何が。（「申請された日付」と呼ぶ者あり）日付はね、平成21年7月15日。だから、あなたは初め、10月何日に初めて県のを知りましたと、事の始まりはと言っていますよ、皆さんの後援会の中で。——いや、これはもうこれでいいです。あと一個質問があるけん、後でいいですよ。後でいいです、次の質問、3つあるけんがら、もういっちょ。

○議長（壇 康夫君）

3問目に入るんですね。（「はい、3問目に入ります」と呼ぶ者あり）はい、お願いします。

○1番（田中信之君）（登壇）

3問目は、山川の地区の皆さんには関係あるかもしれませんが、安定型処分場、これが県から廃止が出てきます。それで、廃止というのは、県の責任が全然なくなるわけですよ。私は、ちょうど河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会で新しい県議と一緒に山川町に見に行っただすたいな、初めてだろうということで、梶山さんが委員長ですから、イモジ谷ですか、あそこら辺を一群の産廃場を見て、帰ってからまたあれを問題化しましたね。

そのときに、市長が県の幹部というか、課長とか、次長とに会っておられるわけです。そのときの報告書は職員が聞き取り調査をしておる。そして、県は住民に説明会を開いて納得を得ん限りは廃止しませんというようなことを言っておるわけよ。ところが、当然廃止になっておるやろう。だから、僕はこういうことは県が言うはずないといって県に行ったんですよ。そしたら、やっぱりいや、そういうことは言っておりませんというわけですよ。

それで、そういうことをしとったもんだから、県議がおられるときにそれは言いまして、大体県にあなたは議員だから確かめてくれということと言おうとしとったら、ある議員さんから、おまえスタンドプレーはするなと、みんなでするとじゃないかということ言われたもんだから、そのまましとったらね、これはもう廃止という通知が来ておるわけよ。だから、これはどういうことかと思って、その件について残り時間8分ですけど、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、産業廃棄物処分場の廃止についての御質問にお答えいたします。

今回廃止された山川町九折谷産業廃棄物最終処分場につきましては、これまで区長会、議会、行政で安全な最終処分場にするため、さまざまな取り組みや県との交渉を行ってまいりました。

しかし、今回、県は平成24年2月10日付の文書で、平成22年10月28日に提出された最終処分場の廃止確認申請書については、平成24年2月6日に廃止を確認したことを通告してまいりました。

この件につきましては、平成24年2月20日の三者連絡会で協議し、廃止決定の権限は県にあるので受けとめざるを得ないとの結論に達し、今後は廃止されたが、依然問題が残っている旨の文書の提出、廃止後の協議、水質検査やキャタピラー擁壁等の監視体制の検討を行っていくことといたしております。

田中議員御指摘の平成23年5月11日の私と県の面談内容につきましては、田中議員が直接、福岡県廃棄物対策課に出張報告の確認をされ、県が発言を否定した件と、その内容の確認をなぜとらなかったのかということですが、県は廃止決定をする場合は、この処分場の関係でいろいろ問題が生じた場合は県が責任を持って対応する旨の確認書を取り交わす、福大の松藤教授が公平な判断をされるので、松藤教授の話も聞いてみることなどでありました。

県の発言内容については、その後の区長会と県との協議の中で活用され、その内容に沿って県の指導による追加調査、業者からの誓約書の提出、2年間の追加の水質調査実施を含む県の確認文書、福岡大学松藤教授との協議を行ってきました。

今回、県が廃止を認める事態となりましたが、今後も市民の安全な暮らしを守るため、引き続き県との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、現在市が行っております水質検査につきましても引き続き実施してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

私が11日に県の幹部と会ったのは、実はみやま市と県の関係が非常に険悪な状態になっておったわけでございます。したがって、うちの副市長が県に行ったときに、その課長が警察を呼ぶぞと、こう言ったそうです。それぐらい険悪になっておりましたので、このような険悪な状態では本当の話もできないし、落ちついて解決もできないので、県の環境部の

次長と課長が極秘に八女に来たんです。それで、私は八女の福祉事務所に行きました。そして、もうこっちもいろいろ厳しいことを言い過ぎたから堪忍だったと。向こうもそういうことを言ったから申しわけありませんという謝りのですね、本当にそういったことで、これを私が廃止をお願いするとかなんとかいうのではなくて、あくまでも私はこのときは県と市の関係を修復するために行っただけであって、そのときにできるだけ、今こういった協議会もありますので、住民が納得するような形で廃止届を出していただきますようお願いいたしますということを書いて帰ってきただけでございます。

どんなふうにご報告したのかよくわかりませんが、私は住民が納得するような形で解決してくださいというお願いをしてきたということを書いてくださいでございます。どういふふうにご聞かれたのか知りませんが、県は恐らくあなたにそんなことは言っていないと言われるのは当然だと思いますよ。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

ですから、私は山川のときも若干、産廃とかずっと携わって、町長に突然なる前も携わってきていたので、こげなことを県が言うわけじゃないかということで行ったわけですけども、これは職員が書いておるわけですよ。市長が、古賀課長ですか、今の。この人は若いころから携わっているから、もう二十何年ぐらいおるんじゃないかと思いますが、要するに聞き取りは市長一人で行かれたわけでしょうが。職員はいないからね、やっぱり市長の報告を職員が聞いて、これを書いておるわけですよ。

この内容が3つあって、県としては廃止決定前に行政に説明会を開かせる。これはあっていませんわな。県としては地元の下承が得られるまでは廃止決定をする考えはないと。これも了解していない、地元は。3番目、廃止決定をする場合は、この処分場との関係でいろいろ問題が生じた場合は県が責任を持って対応するという旨の確認書を取り交わすと、こう言っているけど、3番目は今市長が言われたけども、その期待、県も一生懸命やるといふようなことで……。しかし、廃止されてしまったら、法律的には全然関係ないわけですよ。ですから、これは非常に重要な問題、山川の人たちにとっては。

ですから、私はこの前もちょっと聞いたけれども、久留米の弁護士がおるわけでしょう。

先般もずっとお願いした山川時代から。そこに相談を何でせんかったかとか、今後ちょっと、きのうおとといかね、馬奈木さんに会いに行くとかいうような話もちょっと部長がしたけれども、やはりこれは山川住民にとっては大きな問題なわけですよ。ずっと苦勞して。それで、ぼさっと廃止になってしもうたら、法律的には県の責任はないですからね、何ぼ言っても、いや、法律的にはありませんからと言われればそれで終わりですばい。こういう重要な問題は、ちゃんと弁護士費用も払っておるんだから、弁護士にちゃんと事前に相談してやるべきですよ。それがぼんと決定になったというので、びっくりしたんだ、おれは。

ですから、こういうことも一応決定になると、今度はそれを覆すのは非常に難しい。前ならね、まだ易しいけど。ですから、これからどういうふうに対応されるか知りませんが、やはりこれはもうちょっと、市長がこういうふうに言われているということが、だから、ある議員さんはおれは市長を信じるばいと、市長のそう言っていることを信じるよと、県よりもおっしゃいましたので、それだけ信頼されておるんですよ。僕は新人だからね。ほかの議員さんは。そういう状況の中で突然廃止になったということは非常に重要な問題だから、これはもう時間がありませんけれども、ちゃんとしてくださいよ。そうしないと山川の者も納得しませんばい。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

何ら県は責任ないとおっしゃいますけど、県が責任持って業者に問題が生じた場合はちゃんと解決するという法律がちゃんとありますので、県は無責任なことはいたさないということです。だから、あなたがおっしゃっている2番目は間違っていますよ。

3番目の地元が了解したならいいということだったんですけど、これは私が聞いたところ、区長会はこの問題は解決しましょうというような態度だったと。これは課長と一緒に行きましたからね。そういうふうには区長さんたちがお二人見えて、この問題は私たちは解決したいと、もう自分たちはこれは関知したくないと、そういうふうな意味だったんですよ。それで、私は区長会がそういうことであれば、地元であれだから、それは仕方がないと。しかも、この権限は、私が廃止をやめろと阻止する権限は全くないんですよ。向こうから廃止届が出ているから、もう2年になるからね、これをもし県が廃止しなかったら行政訴訟で訴えられるから、私たちはこれは法律に基づいて粛々とやりますというのだったら、市はその後のこと

を県に一生懸命法律に基づいてちゃんとやってくださいよと頼むしかないんじゃないですか。そういうことはちゃんとしましたので。

そして、市の職員に私が言ったのは、とにかく納得できるような形で解決してほしいということをやったよということは言いました。それだけです。

○議長（壇 康夫君）

以上で一般質問を終わります。時間です。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 46 分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、6 番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○6 番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。6 番議員、川口でございます。きょう最後の質問者になりましたけれども、最後までじっくり質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、定住促進に対する市の施策についてお尋ねいたします。

早いもので、合併して丸 5 年が経過いたしました。合併してから今日まで、執行部の皆様方の御努力には感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら、今でも市民の間では、何のために合併したのか、合併の効果が見えないとの声があちらこちらで聞こえてきます。中でも、人口がずっと減ってきているんじゃないか、その対策はどうなっているのか、こういう質問が多くの方から聞こえてきます。

確かに、合併当初は 4 万 3, 422 人、それが平成 22 年度の国勢調査によりますと、6 % 減の 4 万 732 人となっております。これを単純に計算すると、平均して 1 年に 500 人以上の人口が減少しております。このまま人口減に歯どめがかからず、このままいけば 5 年後には 3 万 8, 000 人台に減少する見込みとなります。このような状況の中で、市として人口増対策としての定住促進等に関する施策についてお尋ねいたします。

1 つは、地元での就業場所確保のためにも企業誘致が最重要課題であります。新しく起業を考えている人への対策も含めたところでの、どのような対策をとっているか、具体的にお

教えてください。

2つ目に、現在、文廣に新しい市営住宅を建設中ですが、そのほかにも市内には民間の賃貸住宅や貸し家等がたくさんあると聞いております。そういうのも含めたところの住環境の整備についてお答えください。

3つ目に、結婚前の若い方たちから税金の件をよく聞かれます。みやま市は税金が安かっじゃろか、筑後とか八女と比べてどげんかねとか、そういう質問がたくさんあるわけです。そういうことで、結婚して新居を構えるのに、筑後がいいか、瀬高がよいか、どこがよいかとか、やっぱり若い人たちは若い人なりに考えているわけですね。そういうことも含めたところで、新居を構えるときの条件に交通アクセスとか子育て支援、さっき申しましたように市税や国保税等、税金の有利な市町村を対象にしているとのこと。若い世代の人たちが喜んで市内に住めるための優遇制度等を検討されているか。

以上3点について、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員の定住促進に関する市の施策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の企業誘致についての御質問にお答えをいたします。

企業誘致につきましては、これまで雇用奨励金など進出企業に対する奨励措置の拡大、仲介者に対する報奨金制度、そして私有地の登録者に報奨金を支払うみやま市企業誘致用地等登録制度など、制度の充実を図ってまいりました。

また、下楠田の企業用地につきましては、近隣の状況に合わせて用地価格の引き下げを行っております。あわせて情報発信のため、県や市のホームページや商工会の広報、事業者や金融機関などへのアピールを行ってきました。

企業進出の大きな要素は用地の確保ですが、用地確保に向けて具体的なものとしましては、先ほどのみやま市企業誘致用地等登録制度において、現在2件の物件が登録されています。

また、民有地情報につきましても県と共有を図っているところです。

今後は、企業の進出意向調査を行い、積極的な誘致活動を展開していきたいと考えております。

日本経済は依然厳しい状況の中ではありますが、みやま市においては、みやま柳川インター

チェンジの開通や有明海沿岸道路の整備など、企業が立地する社会的基盤が整いつつあります。今後もこれらを大きな強みとして企業誘致に取り組んでまいりたいと思います。

次に、2点目の住環境についての御質問でございますが、定住を促進するため必要な社会基盤の整備としてお答えをいたします。

住宅対策としましては、平成23年度から市営住宅（仮称）文廣団地の建設を進めております。鉄筋コンクリート5階建て、110戸を平成24年度中に整備する予定でございます。

次に、市民生活や企業活動において超高速通信網の利用は、もはや当たり前となっております。そこで、平成23年度、平成24年度の2カ年で市全域に光ファイバー網を整備し、情報通信環境の改善を行っております。

一方、子育て支援策としましては、平成24年度より乳幼児医療費の助成範囲を拡大することといたしております。小学校就学前までだった公費負担を小学校3年生までに拡大し、子育てしやすい環境づくりを行います。また、育児を応援してほしい人と応援したい人がお互いに会員となって助け合う、ファミリーサポートセンターの設置を予定いたしております。

さらには、定住促進策として来年度から空き家バンク制度を実施することにいたしております。空き家バンク制度は、売却や賃貸を希望されている市内の空き家、空き地情報と、それらを購入、賃借してみやま市に住みたいという利用者の情報をマッチングする制度です。また、空き家バンク制度を利用してみやま市に定住する場合、どうしても空き家の改修が必要となります。そこで、空き家のリフォームに対して費用の一部を助成する空き家リフォーム補助金を創設することといたしております。

定住促進に関する施策は、市民にとって住み続けたいまちをつくることにほかなりません。今後も、市民の皆様が納得のいく定住促進策を多方面から研究してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の租税関連についてでございますが、みやま市の市税につきましては、すべて標準税率を適用しており、他市より高いということはありません。また、転入者個人に対する市税の優遇措置は設けておりません。

一方、企業の立地に関する税の優遇措置としては、みやま市工業等振興促進条例により、一定の要件を満たす場合には、投下固定資産に係る固定資産税を3年間免除する制度を設けており、企業の立地を支援いたしております。

ちょっと追加いたしますけど、企業誘致、私も5年になりますが、非常に難しい状況です。

といいますのは、先日も福岡県に行きまして、知事さんと商工部長と別々にお話をしました。そしたら、商工部長は、すばらしい企業団地があってもなかなか今は企業が来ないような状況ですので、何におきましても立派な工業団地、しかも交通の利便性のいい、数万坪まとまった工業団地をつくらなければ絶対に企業は来ませんよ、企業が来るという意向を受けてから企業団地をつくってもだめですよと言われました。知事さんはどう言われたか。今工業団地をつくったらだめですよ、つくっても来ませんよとおっしゃる。それだけ県も非常に苦慮している。

私も、つくるのはいいけど来ないんじゃないかと。楠田団地一帯をいろいろ見せたんですけど、なかなかガードがあって非常に企業が来ないということなもんですから、ちょっと私の考えとしては、これは個人的な考えですけど、長いことあのままになっておりますので、住宅地として販売したほうが定住には向くんじゃないかと、人口増にはそれが向くんじゃないかということで、これも十分庁内で論議したいと、そして決めたいと思っております。

また、今人口減とおっしゃったんですけど、私は驚くことがありました。2月18日の「週刊現代」を見ましたら、20年で4,000万の人口が減ると、消えるということが書いてある。これはもう地方自治体が成り立たないと。秋田県でも和歌山県でもですね。ここにはっきり書いてある。これだけ減ると。どこでも大幅に人口が減っている。うちだけじゃないんです。それで、何とかですね。

うちは一生懸命頑張って、こういう時代であっても、とにかく人口増を図らなければいけないと。これは私の大きな使命だと思います。だから、工業誘致をしたり、住宅政策をしたり、あるいは子育て支援をしたり、いろいろやらなければ到底、こういう時代になるんですから、大変な時代になるから、みんなで力を合わせて、少しでもみやま市が生き延びるように頑張っていかなければいけないと思いますので、川口議員におかれましても、いい知恵を出して、ぜひ私たちに御指導いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

先ほど市長からすばらしい答弁をいただきました。本当に今から先の人口減については、この近くの定住圏内でも定住促進に各市町村、力を入れて競争です。そういう中で、やっぱ

り先ほど私が質問の中で言いましたように、各自治体が一生懸命いろいろ策を考えて競争しているところがございます。それで、やっぱり我が市としては、我が市独自の政策を掲げて進んでいってほしいと思います。

そこで、以前と繰り返しになりますけれども、当初、企業誘致のために県のほうに職員を出向させておられましたけれども、その成果とといいますか、出向に出した成果が出ていれば、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

御案内のとおり、成果は出ていないわけですが、古田君というのが1年間出向したんですけど、県の商工関係の幹部の方と非常に親しくなって情報が得やすくなったというのはたしかです。それと、いろいろな企業を紹介していただくのに非常に有利になったということは間違いございません。

ただ、みやま市はいい企業団地を今つくってないんですよ。高柳を見せても、高圧線が走っているから。何回もどこからか来ましたが、高圧線の関係でこれがだめになった。それと今度、楠田のほうはあのガードがあるからだめになったということで、今申し上げましたように、楠田は住宅地にしたほうがいいんじゃないか。そしてまた高柳は、これも15年ぐらい塩漬けになっていますので、太陽光発電をつくって収入が上がるようにしたほうがいいんじゃないかということでやっているわけです。

これは思い切って企業団地、5万坪ぐらいをどこかに、高速道の近くにつくって、そして、つくった以上は命がけで企業誘致に走り回る。日本だけじゃなくて韓国、中国の企業でも、できれば誘致してやるぐらいの構えがないと、今の時代というのはなかなか生き残れないんじゃないかなという、これは私の思いでございます。

古田君が1年間行きましたけど、それなりの私は感触はつかんできた。いろいろなそういった施策も彼は一生懸命やっていますので、まだ実績は上がっていませんけど、必ず上がると私は信じております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今現在ある高柳とか下楠田の、そういうのは何回も聞いておりますので、内容は把握しております。しかし、やっぱり人が仕事をする場所がないと、幾ら定住促進をうたってもなかなか難しいと思います。そういう中で、やっぱり企業誘致をする以上は、もう少し積極的な活動をやっていかないと、何年たっても誘致はできません。

その中で、先ほど市長が、ちょうどおとといの予算審議でもお話がありましたように、小川知事と商工部長ですかね。片方は、わざわざ土地ば用意しても企業は来ませんとか、片方は、ぴしゃっとおぜんばいしとかんなら企業は来んですよと、そういう意見も各々違うわけですね。

そこで、やっぱり我が市としては、インフラ整備は相当進んできたわけです。そして、光ファイバーも来年度末には全地域網羅できるということになっております。それで、インフラ整備は他の市町村から比べれば結構よくなってきたと思っております。それで、今企業が求めているのは、インフラ整備はもとよりですけども、やっぱり人材なんですね。企業が求めているのは、地元ですばらしい人材がそろるか。それを考えますと、幸いにみやま市としては、近隣には八女工業とか大牟田三池工業、大牟田高校とか実業高校があるし、みやま市自体には医療系大学もできました。そして、もうそろそろ今年度が卒業ですかね、第1期生ですね。

そういうことで、そういう新卒者の地元就職希望の方とか、Uターン組の方とか含めたところで、どれだけの方が求職を希望しておられるか、やっぱり市としても調査して、そういうのもPRの中に、地元にはこういう人材がたくさんおりますと、そういうのもするべきじゃないかと思えますけど、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

当然そうすべきだと思いますが、何においても団地がなければどんなに言っても、工場を立地するところがなければどうしようもないんですよ。それで、まず、本当にこれをやるなら腹をくくって企業団地をつくらなければ、企業というのは絶対来ないと思います。どんなに人材がおっても、そこに会社がつくれなかったらどうしようもないんですよ。

それで、これはどこという場所は言いませんけど、非常に交通の便利のいい、しかも水も

不足しないところに、まず企業団地を3万ないし5万坪つくって、それからの話だと思えます。そうしないと、絵にかいたもちになってしまうよ。だから、それが一番大事だと私は思っているところでございますので、御理解を。

非常に今県も悩んでいるんですよ。つくっても来ない。直方でも市長がこう言いました。企業団地をつくってもどこも来なかったから、私は随分責められていますと。市長、今つくらんがよかですよと。いろいろ聞くと、やっぱり決断するというのは難しいんですよ。成功したらいいんですけど。

ただ、地元には地場産業が、八ちゃん堂とか、名前を言ったらいかんけど、大きな企業がいっぱいあるから、そういったところをもう少し活発にさせていただいて、人を雇っていただく、あるいは道の駅でも今5億も6億も売っているから、やっぱり農業にいそんでもらうとか、そういったことを今続けながら、じっと企業誘致もうかがっておくというのが私は一番いい戦略ではないかと思えます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今市長が答弁されたように、土地が一番ですよ。土地、インフラ以外に、私が今言っているわけでございます。もしも本気でやる気があれば、やっぱり土地を確保して――結局、福岡県内で、半年間で、とにかく70町ぐらいで38社が誘致できております。それで、1社当たり平均すれば1町8反か、それぐらいですね。

それで、結局、今調査中だと思いますけれども、最初、企業訪問とかいろいろやって――先日、何かほかの県で質問があったとき、1,000社ぐらいをとということだったですかね。多いところは2,000社も3,000社も回って調査しているわけですね。ただ、数が多いからといって有利かという、そうでもないわけですね。やっぱりターゲットを絞って、みやま市に合った業種、また希望する業種を選んで、それに合った土地をですね、まだできるできないとか問題じゃなくて、そういう土地を先に確保して進めていくべきだと思います。そのPRに回る中で、先ほど申しました人材ですね。

それとか、その次に企業誘致で大事なものは、企業が考えているのは、地元で優秀な下請できるような企業があるか、近くにそういう下請会社があるか、そういうのも相当ポイントになっております。そのためにもやっぱり、先ほど八ちゃん堂とか何か地元の企業を言われま

したけれども、地元企業の技術なり営業面のレベルアップのために市としてどういうことを考えてあるか、お聞かせ願います。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

今いろいろとアドバイスをいただきましたけれども、まさにそのとおりだと思っているところがございます。前回も、きょうも野田議員のほうから御質問がございましたけれども、我々が1,000社ぐらいアンケートをとって云々という答弁をいたしましたけれども、やはり今現在の市有地の面積だとか、水質検査だとか、そういうのをやっぱりきちんとデータをとっておかないと、企業からアプローチがあっても、土壌はどうですか、水質はどうですかといっても、やっぱり返答ができない状況にあるんですよ。

そういうことで、今現在考えておりますのが、まず、現在の市有地の水質検査、それから土壌検査、そして面積等をきちんと整理して、本格的に企業誘致に向けて取り組んでいきたいと考えているところがございます。そのために平成24年度は、今までは商工観光課の中の一係として取り組んできたわけでございますけれども、やはりきちんとした推進室を設けて対応しないと、相手側が本当に企業誘致に対して積極的な市の姿勢なのかどうかクエスチョンをつけるということもございまして、ぜひそういう形で体制も強化をして取り組んでいきたいと、そのように考えているところがございます。

それと、定住促進の一環でございますけれども、今回、実は平成23年6月に定住に関するプロジェクトを立ち上げまして、現在協議をしているところがございます。これまで10回程度協議をしております。その中で、いろんな事業メニューということで、こちらのほうに資料がありますが、出てきているわけでございます。これを今月中に報告書という形でまとめまして、これをもとに、定住促進に向けても私たちとしては取り組んでいきたいと、そのように考えているところがございますので、これは西原市政にとって永遠の課題でございますので、何とか企業誘致については全力投球をしたいと、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、新しくまた係をつくるということですがけれども、以前お聞きしたとき、企業誘致推進委員会を設置したとお聞きしておりましたけれども、その委員会の活動状況とか、そういう経過をちょっとお尋ねしますけど。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

野田議員の御質問にもお答えしたんですが、企業誘致推進協議会というのを立ち上げてまして部課長で協議をしているところでございます。ただ、その内容については、A社からこういうアプローチがありましたという程度で終わっておりますので、この会議そのものをもっと充実した会議にしていきたいと、そのように考えているところでございます。具体的には、アプローチがあった企業名を報告する程度に終わっておりますので、それに向けて具体的な戦略戦術の場にはなっていないというのが実態でございますので、ここら辺は十分改善していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

私も経過をお聞きしたわけですがけれども、今まで見渡した中で、ほとんど成果が出ていないというのが実感でございます。そういうことで質問したわけですがけれども、今度新しくそういう形でまたやっけていかれるなら、その導入のぴしゃっとした計画、それから啓発、それに一番基本になる土地基盤の整備ですね、そういうことを十分検討して、とにかく定住促進のためには企業誘致が一番ですから、企業誘致を置いてほかにはないと言えるぐらいの大切な事業ですので、ぜひとも慎重に、早急にやっていただきたいと思います。

それと、これも定住促進のためですがけれども、現在、日本では例の東日本大震災、ちょうど11日で1年になりますけれども、あそこではまだ、もう1年近くなるのに、瓦れきの処理がまだ全体の5%しかできていないそうでございます。

これについては皆様方も御存じだと思いますけれども、国としては、全国の自治体に受け入れてくれといういろいろ話が出ておりますけれども、希望する自治体がないと。そういう話なんですけれども、みやま市としても、よその分を受け入れる余裕はないかとは思いますが

けれども、瓦れきじゃなくても、ほかの件でも、みやま市をPRするためにも大震災に対しての、復興に対して何らかの行動を起こすべきじゃないかと思います。

これはお話しですけれども、昨年のお盆に、副市長も御存じだと思いますけれども、竹飯の筒井時正商店が精霊流しの精霊を1,000個、手づくりで全部つくって宮城県の松島町、あの観光で有名な松島町の、あそこが精霊流しで有名だということで贈っております。それで、その観光協会ともつき合いができた。そういう話も聞いておりますし、いろいろ支援する方法はあるかと思います。やっぱりみやま市独自の、その復旧支援に対して何らかの行動を起こすことが、企業誘致とか定住促進にもつながっていくと思います。

特に、被災地で経営しておられた方たちが工場とかなくしてしまって、どこかに移転でもしたい。そういう気持ちがある方があれば、こちらに来ていただくとかですね。幸い住宅にしても、先ほど市長の答弁でもありましたように、(仮称)さくら団地だったですかね、文廣に110戸できます。すると、今の堀池園とか東町の入居者の方を外しても、五、六十戸ぐらいは余裕があるんじゃないですかね。ちょっとその辺、確かなことはわかりませんが、住宅も結構、みやま市には空き家もあるわけです。

そこで、先ほど空き家バンクということが答弁でありましたけれども、この空き家バンクについては、私は柳川とか大牟田——大牟田は別ですけれども、各地で空き家バンクを始めているわけですが、私は空き家バンクに金を投じるよりも、先ほどの野田議員の質問の中で結婚サポートですね、特に農林水産業に携わっている若い人たちが結婚できるような対策に費用を費やしていただきたいと思います。

なぜならば、空き家バンク——私もあちこち調べてみたんですけれども、不動産屋さんの仲介と一緒にですね、正直言えば。そういう形よりも、やはり結婚サポートとか、地域の定住に重なるようなですね、先ほどの賃貸住宅とかもたくさんありますけれども、まず人ですね、そういうことでぜひ進めていっていただきたいと思います。

特に大牟田あたりは、よそから来て新築すれば最高1,000千円ですけれども、5%だったですかね、金額の5%を補助するとか、そういう制度も設けております。それと、通勤費にしても、ただこれは新幹線だけですけれども、定期券の補助を出したり、各市町村でいろいろ努力しております。そういうことで、特に定住促進には市を挙げて、知恵を絞って努力していただきたいと思います。市長の御所見をお聞きします。

○議長(壇 康夫君)

西原市長。

○市長（西原 親君）

いろいろ御提起いただきましたけれど、なるだけできるものからそういったことでやればいいんじゃないかなと思っています。ただ、住宅に大牟田市は1,000千円出す、ちょっと市長に聞いてみないとわからないんですけど、うちあたりもそんなことしたら市民の皆さんがどんなふうにおっしゃるかよくわかりませんが、そういったのは慎重にしていかないと、ただ1,000千円やればいいというようなことではいかんと思います。

ただ、新幹線の定期券は、私も新幹線の利用者をふやすためにも幾らか、もう少し何とか市としても協力できないかなという感じはしていますので、十分検討してまたやりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

とにかく近隣のほかの市町村に負けないように、先に定住促進のための施策を打ち出していただきたいと思います。

それでは、2 問目に入らせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

○6 番（川口正宏君）（登壇）

それでは、2 問目の質問に入らせていただきます。

2 問目は、高田支所移転に関連した質問をさせていただきます。

現在、高田支所の有効活用との名のもと、行政財産である支所を2億円の補助金をつけてヨコクラへ譲渡する方向で着々と計画が進んでおります。支所跡地にヨコクラ病院が最新の医療機器を備え、高度医療にも対応できる、市の中核病院として貢献していただくとのことで、地域住民としては大変心強く思っております。しかしながら、行政財産である支所を移転し、普通財産に変更しないと、売買や譲渡はできません。そのために、高田支所の移転は喫緊なる課題でございます。

昨年7月8日の臨時議会で、測量費と設計委託料の20,000千円が可決されました。今議会の平成24年度予算には、高田支所建設費用として147,520千円、ほかにまいピア高田に5,300

平米の駐車場整備として93,300千円、合計で約240,000千円が計上されております。先月21日に開かれました全員協議会の中で、支所の関係資料として平面図と立面図が配付されましたが、約514平米、坪に直すと155坪の建物を、この財政難のときに多額の税金を投じて本当に建設する必要があるでしょうか。

私は、合併して5年が経過した今、機構改革や支所の統廃合等を検討し、合併効果を推進し、財政改革をしていかなければならない時期に来ていると思います。今後、学校の統廃合や消防署の改築、また、ごみ焼却場の改修など、そのほかにも大きな財政出動が必要な案件がメジロ押しに控えております。私は、支所を新規に建設するよりも、現在ある既設の施設を有効利用し、住民サービスの向上を図っていけば、地域の住民の方の理解も得られると思います。

そこで、行政改革を視野に入れたところでの市長の所見を具体的にお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、高田支所移転についての御質問につきお答えをいたします。

議員の行政改革を視野に入れたところでの所見をとのことでありますが、行政改革につきましては、現在の経済状況や国、県の動向を踏まえ、今後も継続した取り組みが必要不可欠であり、重要な課題であると認識をいたしているところであります。

しかしながら、支所をどのようにするかにつきましては、合併して5年が経過しておりますが、市民の方々の気持ちとしては、支所を存続し、サービスの維持を求められているものと考えております。したがって、高田支所につきましては、これまで説明した、平成24年度予算に計上いたしておりますとおり、まいピア高田駐車場に建設する計画でございます。

また、高田支所に他の部署を置く必要があるのかとの質問でございますが、教育委員会につきましては山川支所に移転いたします。農業委員会については、農林水産課との業務が関連するなどの意見があることは承知いたしておりますが、本庁の事務スペースの問題等もあり、これまで同様、高田支所に配置しておきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、2点目の駐車場用地取得についての御質問にお答えをいたします。

まず、まいピア高田の駐車場について、現況を報告します。

現在、まいピア高田の駐車場は150台分の駐車区画があります。文化祭を初めとする多目的ホールを利用するイベント開催時には、まいピア高田駐車場だけでは収容できなくなるため、高田支所西側駐車場を利用しています。今般、高田支所用地の売却にあわせて、まいピア高田駐車場内に高田支所建設を行うことにより、イベント開催時に駐車場不足が生じますので、200台程度収容できる駐車場を整備するものであります。

次に、駐車場の概要について説明申し上げます。

場所は、みやま市高田町北新開地内にあります。まいピア高田の西側に位置するところで、市街化区域内にある農地約5,400平米を造成し、駐車場を整備するものであります。

なお、地権者の内諾は受けております。

次に、今回お願いいたしております予算について御説明を申し上げます。

土地購入費として47,700千円、工事請負費として38,700千円、立木補償費として400千円、周辺家屋工損調査委託料として6,500千円をお願いいたしております。

なお、工事については、造成後の地盤沈下も予想されますので、アスファルト舗装工事は次年度以降に計画したいと考えております。

次に、工期については、6月中に着工し9月末までに竣工したいと考えております。

以上でございますが、川口議員は、本当に高田支所は要らないのではないかと、今の施設を利用したほうがいいのではないかという御意見でございます。そういう御意見も大変大切な御意見だとは思いますが、高田の町民の方にとれば、やっぱり多くの方が高田支所を残してほしいと。これは大勢でございます。少ない方は、もう残さなくてもいいとおっしゃる方も何人かいらっしゃいます、何割かは。だけど、大勢はですね、恐らく8割、9割は残してほしいと。農業委員会もですね、農業を営む方は、ぜひとも高田支所に残してほしいというような意見が大半でございます。

また、あそこは瀬口議員も昨年質問されましたように、あそこを中心街としてやりたいと。そうした場合には、立派なヨコクラ病院ができますし、あるいはまいピアもありますし、あるいはまた大きなストアもございますし、あるいはまた農協の支所もございますし、そういったところに130,000千円か120,000千円ぐらいの高田支所をつかって、あそこを高田の中心街として位置づけて、やっぱり行政サービスを私はやるべきだと思います。行政改革、行政改革として今は何でも切り捨てる時代ですが、私はそういったことで将来本当にいいだろうかと、やはりきちっとした整備をしていかなければいけない。

いつも私は財政課に常に聞いております、大丈夫かと。お金のほうは大丈夫かと。大丈夫ですというあれがちゃんと返ってきています。うちの財政は非常にしっかりしていますので、大丈夫だと。そういった意味で、高田は合併してよかったと言われるような高田の町にみんなでしょうと、このように思っていますので、ぜひ御理解と御協力のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

私が言っているのは、無駄ではないかと言っているわけですね。なぜならば、まいピアの敷地内につくるわけですね。まいピアのあそこの構造、面積からいっても、まいピアの事務所を利用したり、いろいろ考えれば、まいピアで住民サービス係だけだったら十分対応できると思います。

そういう中で、また先ほども申しましたように、これから財政出動が物すごくあるわけですよ。先ほど田中議員の質問のように。今度の小学校だけでも950,000千円ですね。その後、またずっと統廃合していけば、改装したり、建てかえたりする場所も出てくるし、ごみの焼却場にしても、先日の全協でお聞きしましたけれども、柳川と一緒にやるかどうかという話も出ておりますけれども、もう耐用年数が来ているわけです。

それで、もしも活用できる分は極力やっぱり活用して、そちらにお金を回したほうが市として有利じゃないかと思うわけです。ただ、先ほど高田、高田というですね、私は高田町の出身でございます。ただ、3町が合併した以上は、みやま市は一つなんです。幸い、高田町には今度支所の跡にすばらしい病院ができるんじゃないですか。それだけでも高田町の私たちは喜んでいるわけでございます。

そういう中で、市長は先ほど8割ぐらいの方が支所を建ててくれと。私が聞いた中では、逆に6割ぐらいの人は、住民サービスの窓口さえしっかりやってもらえばいいんじゃないかという声もあります。その辺で私はきょう質問に取り上げたわけですがけれども、もう設計予算も前回で通っておりますからあれですけど。もう設計にもかかっております。先日、質問の席で言いましたように図面もいただいております。

ただ、あれだけの広さです、やっぱり同じ施設が要るわけですよ。会議室から和室、

炊事場というか、お茶をくむ場所とか湯沸かししたり、いろいろ考えれば、やっぱりもう少しよく検討して、特に今——もう一緒に譲渡する予定でしょうけれども、西館ですね。西館については、まだ建設してからそう古くないわけです。逆に西館が残せるなら西館だけでも残して、そこを支所にするとかですね。まだ十分検討する余地はあったと思いますけれどもですね。

そういう中で、まいピアの管理費ですけれども、今度の場合は駐車場整備費が1億ぐらい入っていますので132,800千円の管理費で上がっておりますけれども、毎年30,000千円以上の管理費がかかっているわけですね、まいピアだけで。まいピアの場合は、能舞台とか座席の移動とか、そういうものもありますからかかりますけれども、今後の管理費は、まいピアはそのままかかるわけですね。それにまた支所の管理費もかかるし、まいピアと一緒にすれば、支所の管理費が今まで高田町の支所が18,000千円ぐらいだったかと思いますがけれども、その分が削減できるわけですよ。それで、検討の余地があるかないか、ちょっと市長の御所見をお伺いします。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

お答えいたします。

今回の新たな高田支所建設に伴いまして、支所活用プロジェクトの中で、本当に部署課の配置についても十分検討したところでございます。限られたスペースの中での既存施設の有効活用、事務の効率化、市民サービスの向上の観点から、本当に多面的に検討したところでございます。しかし、御理解いただきたいのは、実は農業委員会をこっちに持ってきて農林水産課と一緒にしたほうがいいということは、我々も承知しているところでございます。

その反面、じゃ、こちらのほうからどこを持っていくかと、そしたら商工観光課という話がありました。商工観光課は商工会のほうから、いやいや、こちらに置いておってもらわんといかん。だから、そういうことで、限られたスペースの中で配置せざるを得ないというような事態になったわけでございます。

そこら辺はぜひ御理解していただきたいという点と、公共施設と行政事務施設は全く違うものと私たちは思っているところでございます。公共施設は市民の皆さんが使う場所なんですね。そこを市の業務で占用するということは、やはり市民の皆さんに対していろいろと問

題が出てくるんじゃないかと思います。あそこを使おうと思っていたんだけども市が業務で使っておるということで、これは私、はっきりと公共施設と行政施設は全く別物だという考え方を持っているところでございます。

そういう意見も確かにございました。まいピア高田の会議室をつぶして、そして、そこに持っていったらいいじゃないかと。じゃ、市民の皆さんがまいピアを予約したときに、いや、あそこは行政事務として年じゅう使っておられますということになった場合、そういういろんな問題が市民の皆さん方から出てくるのは私はあり得るという判断をしているところでございますので、そこら辺はぜひ御理解をいただきたいと思っているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今、副市長のほうから答弁がありましたけれども、久留米市あたりは市民センターの中に住民サービス窓口があります。そういうことで、行政とそれを一緒にはとお考えでしょうけれども、実際、ほかの自治体では、そういう機能を果たしているところがあるわけです。

それで、特に今度、一番ネックになるのが金額ですね、予算ですね。結局、先ほどの質問でもあったように、ヨコクラ病院のほうに330,000千円で譲渡するわけですね。2億円の助成をやります。残りは、単純に言えば130,000千円がみやま市に入るわけですね。そうした場合、建設費だけで1億——とにかく建設費だけで、駐車場と支所の建設費と足せば220,000千円ぐらいになるわけですね。そうした場合、1億からの血税を持ち出さにかいかわけです。そういう観点から考えますと、やっぱり今の財政、今後のそういう財政上の面から考えれば、できるところは極力有効活用していくと。

それと、先ほど農業委員会の件がありましたけれども、やっぱり以前から、農業委員会と農政部は隣接しておかないと、たらい回しになったという話がいっぱいあるわけですね。その面でも、今度機構改革で水道課と一緒にこっちに、下水道課とか都市整備のほうに入ります。そして教育委員会が、先ほどの説明で山川支所のほうに移ります。今の山川支所の面積からいけば、農業委員会と農政部ぐらいは入るぐらいのスペースがあるわけですね。

先日、山川支所ですべていただきましたけれども、使いようによっては十分、山川支所で農業委員会と農政部と教育委員会と、それと住民サービスの係が十分入るスペースがあるわけです。それで、東側にも1つ2階建てで建物がありますしですね。そういう観点から、やっ

ぱりあるやつは有効に活用していくのが本当じゃないかなと思っているところですけども、もう一度その辺の所見をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

きょうの坂口議員の質問にもございましたように、高田町に祭りをもう一回復活させてくれとかいろいろあるし、そういったときにまいピアを使わなきゃいかんわけですよ。そうした場合は、そういった消極的な考え方じゃなくて——これ血税とおっしゃるけど、無駄使っているんじゃないんですよ。ちゃんときちっとした館をつくって、1万3,000人いらっしゃる高田の町民の方に行政サービスをしているんですから。

そして、あなたはいつも財政が苦しい、苦しいとおっしゃるんですけど、近隣では一番いいんです。そして、この間も特別交付税を増額してくださいということで私は国に働きかけましたところ、御理解をいただきまして、そういったことで出すことも考えていますけど、もらうこともちゃんと私は考えていまして、大変御心配していただくのはありがたいんですけど、一番心配しているのは私なんです。財政、全く心配要りませんので、できるだけ高田の方たちにも喜んでいただけること。あなたは6割とおっしゃったけど、私は7割から8割の方は、恐らくアンケートをとったら高田支所は残してほしいと、こう言われると思います。何だったら一遍、（発言する者あり）何ですか、（発言する者あり）

○議長（壇 康夫君）

傍聴席は静かにしてください。（発言する者あり）

西原市長、続けてください。

○市長（西原 親君）続

一遍アンケートをとってみたらよくわかると思いますよ。私はとってもいいと思いますよ。そうした場合、もし2割か1割ぐらいだったらあなたどうされますか、大変なことになるですよ。（発言する者あり）やりましょう、アンケート。（発言する者あり）アンケートをとります。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

もう時間がないので、最後に一言だけですけれども。

先ほど申しましたように、みやま市になって5年がたつわけです。5年たったら、もう昔の高田町とか山川町とか瀬高町とか、そういう垣根を越えた、みやま市全体でみやま市のことを考えていく方向で私は進んでおりますし、市としてもそういう形で進んでいてもらいたいと思います。いつまでも、おれは高田町じゃ、おれは瀬高町じゃと。瀬高町ばかりよくなって高田町はいつちよんようならんとか、そういう旧町の垣根を越えた政策をやっていたきたいと思います。

もうきょうは時間がないので答弁は要りませんが、何のために合併したかというのをはつきり肝に据えて、今後、政策なり施策を進めていていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議は3月8日となっておりますので、御承知をお願いします。

午後3時45分 散会